

設置の趣旨等を記載した書類

資 料 目 次

資料 1	養成する人材像とディプロマ・ポリシーの関係	2
資料 2	グリーン・デジタル学科の 3 つのポリシーの関連図	3
資料 3	グリーン船舶システム学科の 3 つのポリシーの関連図	4
資料 4	科目一覧とカリキュラムマップ	5
資料 5	科目系統図（カリキュラムツリー）	11
資料 6	履修モデル	15
資料 7	「インターンシップ」実習施設一覧	19
資料 8	グリーン船舶システム学科「企業実習」実習施設一覧	21
資料 9	教育職員免許要件科目一覧	22
資料 1 0	志望理由・自己申告書	24
資料 1 1	科目等履修生規程	26
資料 1 2	高大連携科目等履修生細則	28
資料 1 3	学校法人長崎総合科学大学 就業規則	31
資料 1 4	学校法人長崎総合科学大学 定年を超える雇用に関する規程	45
資料 1 5	学校法人 長崎総合科学大学における研究者等の行動規範	47
資料 1 6	長崎総合科学大学研究開発機構規程	49
資料 1 7	長崎総合科学大学 公的研究費不正防止計画	50
資料 1 8	長崎総合科学大学学則第 5 条の 2 第 3 項第 3 号に規定する学長が定める事項 についての細則	52
資料 1 9	長崎総合科学大学代議員会規程	53
資料 2 0	長崎総合科学大学教学企画運営会議規程	54
資料 2 1	学校法人長崎総合科学大学自己点検・評価規程	55
資料 2 2	長崎総合科学大学教育活動の指標に関する規程	57

先端工学部の養成する人物像	
AIやIoTなどのデジタル技術や多様なデータを活用し、持続可能な社会の実現と発展に貢献できる専門的な知識と技術を備えた、独創性と実践力のある人材を養成する。	
グリーン・デジタル学科の養成する人物像	グリーン船舶システム学科の養成する人物像
地球規模の環境課題や地域社会の課題を解決するために、再生可能エネルギー、エレクトロニクス、半導体、情報科学、環境などの専門分野を融合した技術体系を横断的に学び、最先端のデジタル技術を活用してグリーンイノベーションを推進し、新たな価値を創造できる人材	AI、ロボティクス、環境技術を融合し、次世代の移動手段や船舶・交通・輸送システムの創造を目指す。海洋および地上の環境保全を軸に、資源循環や地域活性化を促進し、データサイエンスを活用した課題解決に取り組むことで、持続可能な社会の実現を支える。専門分野を統合し、経済・社会・環境の調和のとれた発展に貢献できる人材

グリーン・デジタル学科のディプロマ・ポリシー

(知識・技能)

- (DP1) 社会の変化、技術の変化に対処できるグリーンとデジタルの知識と技能を身につけている。
- (DP2) グリーンとデジタルを自ら融合させ利活用できる。
- (DP3) 修得した知識を使い持続可能な社会づくりに貢献していくことができる。

(思考力・判断力・表現力)

- (DP4) 社会課題を的確に捉え、修得した知識や技能を実践的な社会的課題解決力として利用することができる。
- (DP5) 技術開発と自然環境の関係性を常に考え、調和のとれた持続可能な開発を考えることができる。
- (DP6) 自らの考えを多様なメディア表現を用いて表現できる社会的なコミュニケーション能力を持っている。

(主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)

- (DP7) 多様な価値観を理解し、高い倫理感を持ち、自分の強みや弱みを理解し、他者と協働することで社会課題の解決や持続可能な発展に貢献することができる。
- (DP8) 継続的に自らの知識と技能を向上させることができる。

グリーン船舶システム学科のディプロマ・ポリシー

(知識・技能)

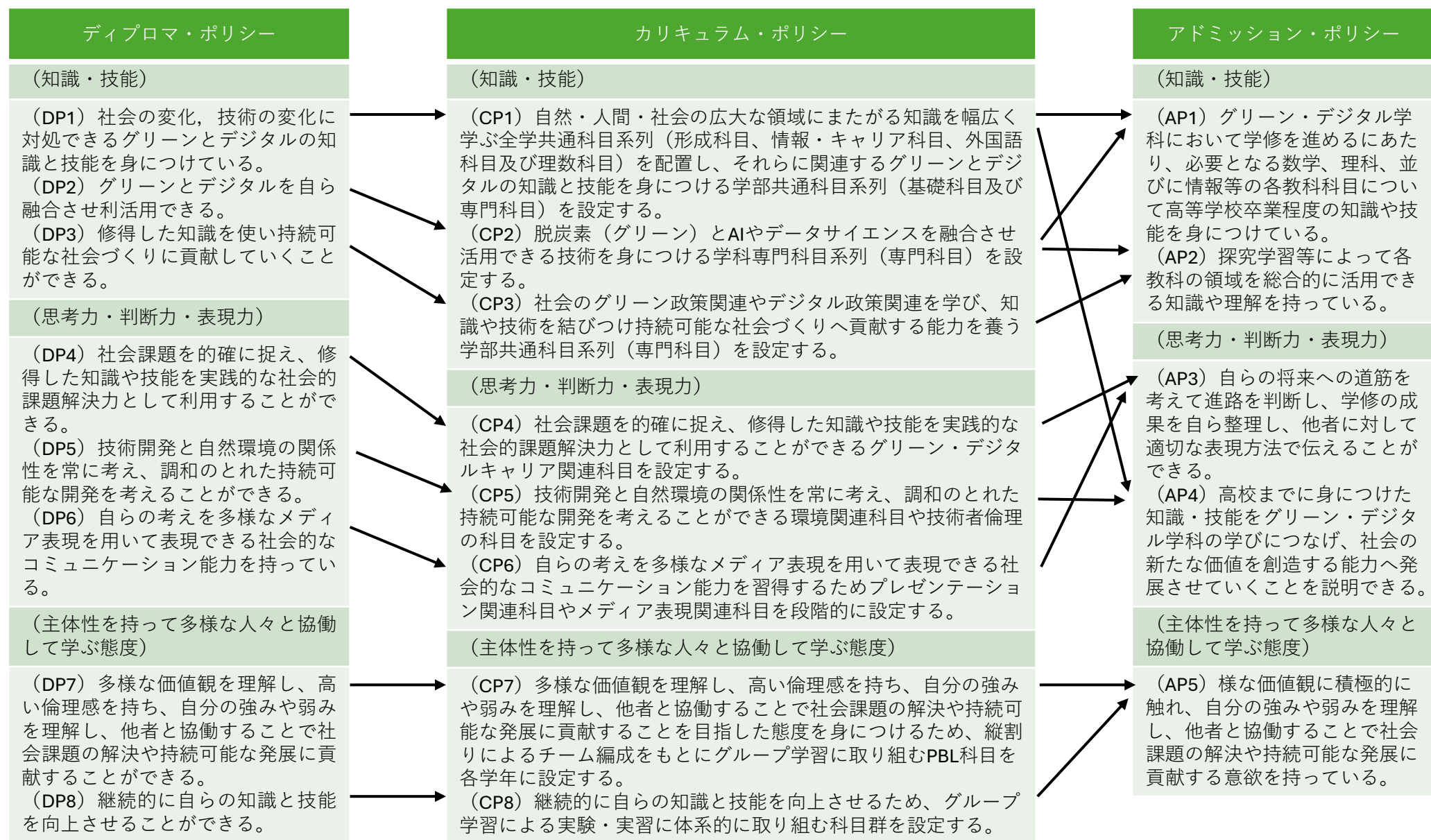
- (DP1) 社会の変化、技術の変化に対処できるグリーンとデジタルの知識と技能を身につけている。
- (DP2) 船舶やそれに係るシステム開発にグリーンとデジタルの技術を反映させることができる。
- (DP3) 修得した知識を使い持続可能な社会づくりに貢献していくことができる。

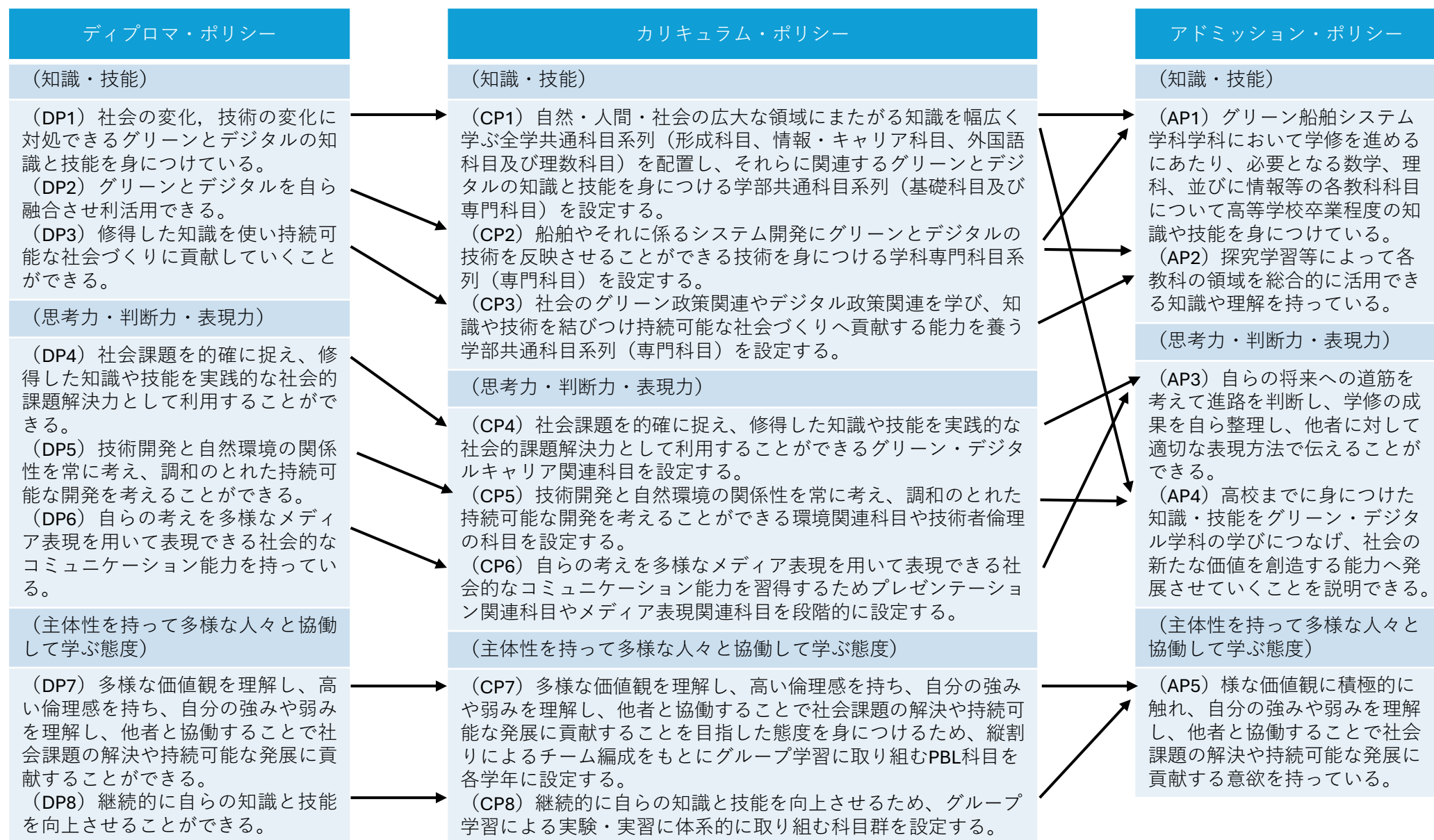
(思考力・判断力・表現力)

- (DP4) 社会課題を的確に捉え、修得した知識や技能を実践的な社会的課題解決力として利用することができる。
- (DP5) 技術開発と自然環境の関係性を常に考え、調和のとれた持続可能な開発を考えることができる。
- (DP6) 自らの考えを多様なメディア表現を用いて表現できる社会的なコミュニケーション能力を持っている。

(主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)

- (DP7) 多様な価値観を理解し、高い倫理感を持ち、自分の強みや弱みを理解し、他者と協働することで社会課題の解決や持続可能な発展に貢献することができる。
- (DP8) 継続的に自らの知識と技能を向上させることができる。





カリキュラムマップ																			
(先端工学部グリーン・デジタル学科)																			
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			カリキュラムポリシー								備考	
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	CP1	CP2	CP3	CP4	CP5	CP6	CP7	CP8		
全学共 通科目系列	大学生入門	1前	○	2	2		○			○			○						
	ながさきを学ぶ	1前					○			○									
	教育学	1前			2		○			○									
	心理学	1前			2		○			○									
	社会学Ⅰ	1前			2		○			○									
	社会学Ⅱ	1後			2		○			○									
	憲法	1前			2		○			○									
	政治学	1前			2		○			○									
	平和を学ぶ	1後			2		○			○									
	哲学	1後			2		○			○									
	現代社会と教育	1後			2		○			○									
	人間関係論	1後			2		○			○									
	経済学	1後			2		○			○									
	保健体育実技A	1前			1						○	○							
	保健体育実技B	2後			1							○	○						
	教養特別講義	2前～3後			2					○		○							
	情報・ キャリア	情報基礎	1前	○	2			○			○					○			
		情報科学	2前			2		○			○								
		インターンシップ	2前			2				○	○			○					
		情報と社会	2後			2		○			○			○					
		情報機器活用演習	3前			2			○		○								
		将来計画フォーラムⅠ	3前			1		○			○			○					
		将来計画フォーラムⅡ	3後			1		○			○			○					
	外国語	基礎英語ⅠA	1前			1		○			○			○					
		基礎英語ⅠB	1前			1		○			○								
		基礎英語ⅡA	1前後			1		○			○								
		基礎英語ⅡB	1前後			1		○			○								
		英語ⅠA	1前後, 2前			2		○			○								
		英語ⅠB	1前後, 2前			2		○			○								
		英語Ⅱ	1・2前後			2		○			○								
		英語Ⅲ	1後, 2前後, 3前			2		○			○								
		英語演習A	2・3・4前			2			○		○								
		英語演習B	2・3後			2			○		○								
		日本語ⅠA	1前			2		○			○								
		日本語ⅠB	1前			2		○			○								
		日本語ⅡA	1後			2		○			○								
		日本語ⅡB	1後			2		○			○								
		日本語Ⅲ	2前			2		○			○								
		日本語Ⅳ	2後			2		○			○								
		日本語演習A	3前			2			○		○								
		日本語演習B	3後			2			○		○								
	理数	微分積分学Ⅰ	1前後			4		○			○			○					
		微分積分学Ⅱ	1後・2前			4		○			○								
		微分積分学Ⅲ	2前			2		○			○								
		線形代数学Ⅰ	1前			2		○			○								
		線形代数学Ⅱ	1後			2		○			○								
		力学Ⅰ	1前			2		○			○								
		力学Ⅱ	1後			2		○			○								
		熱力学	2前			2		○			○								
		基礎電磁気学	2後			2		○			○								
		情報プレゼンテーション	1前	○	1	2		○			○			○				共同	
		男女共同参画社会	1前			1		○			○			○					
		グリーン・デジタルフォーラム	1前			2		○			○								
		データ構造とアルゴリズム	1前			2		○			○								
		データサイエンス入門	1前			2		○			○								
		AⅠリテラシー	1前			2		○			○								
		データサイエンス概論A	1前			2		○			○								

カリキュラムマップ																			
(先端工学部グリーン・デジタル学科)																			
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			カリキュラムポリシー								備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	CP1	CP2	CP3	CP4	CP5	CP6	CP7	CP8		
学部共通科目系列	基礎科目	データサイエンス概論B	1後		2		○			○									オムニバス
		グリーンマネジメント概論	1前		2		○			○				○					
		グリーンマネジメント演習	1後		2			○		○				○					
		総合科学概論	1前		1		○			○									
		ネットワークとセキュリティ	1後		2		○			○									
		ボランティア実践	1後		1			○		○					○				
		グリーン・デジタルキャリアⅠ	1後	○	1		○			○			○						
		グリーン・デジタルキャリアⅡA	2前	○	1		○			○			○						
		グリーン・デジタルキャリアⅡB	2後	○	1		○			○			○						
		グリーン・デジタルキャリアⅢA	3前	○	1		○			○			○						
		グリーン・デジタルキャリアⅢB	3後	○	1		○			○			○						
		プログラミング基礎	1後		2		○			○									
		統計学概論	1後	○	2		○			○									
	データ解析基礎演習	1後		2			○		○										
	アナログ・デジタル回路	1後		2		○			○										
	微分方程式	2前		2		○			○										
	ベクトル解析	2前		2		○			○										
	数理統計学	2前		2		○			○										
	代数学A	2前		2		○			○										
	代数学B	2後		2		○			○										
	プログラミングⅠ	2前		2		○			○										
	プログラミングⅡ	2後		2		○			○										
	フーリエ変換ラプラス変換	2後		2		○			○										
	データベース基礎	2後		2		○			○										
	複素関数論	3後		2		○			○										
	専門科目	技術者倫理	2前		2		○					○							オムニバス オムニバス オムニバス オムニバス
		コンピュータシステム	2前		2		○					○							
電気回路Ⅰ		2前		2		○					○								
電気回路Ⅱ		2後		2		○					○								
デジタル回路		2前		2		○					○								
デジタル信号処理		2後		2		○					○								
デジタル回路設計		3前		2		○					○								
次世代集積システム設計		3後		2		○					○								
グリーンエネルギー概論		2前		2		○					○								
グリーンエネルギー工学		2後		2		○					○								
センサとモニタリング		2前		2		○					○								
AⅠ基礎		2後		2		○					○								
AⅠ機械学習		3前		2		○					○								
AⅠ深層学習		3後		2		○					○								
デジタル社会学	2前	○	2		○					○									
DⅩビジネス論	2前		2		○					○									
グリーン社会学	2後	○	2		○					○									
環境ビジネス論	2後		2		○					○									
	グリーン・デジタル基礎ⅠA及び同演習	1前	○	3		○				○							○	※演習	
	グリーン・デジタル基礎ⅠB及び同演習	1後	○	3		○				○							○	※演習	
	グリーン・デジタル実験Ⅰ	2前	○	2						○							○	オムニバス	
	グリーン・デジタル実験Ⅱ	2後	○	2						○							○	オムニバス	
	グリーン・デジタル実験Ⅲ	3前	○	2						○							○	オムニバス	
	グリーン・デジタル実験Ⅳ	3後	○	2						○							○	オムニバス	
	グリーン・デジタルゼミⅠ	3前	○	2			○				○								
	グリーン・デジタルゼミⅡ	3後	○	2			○				○								
	卒業研究Ⅰ	4前	○	5			○				○						○		
	卒業研究Ⅱ	4後	○	5			○				○						○		
	生物学概論	1前		2		○					○								
	生物学実験	1前		1				○			○								
	化学概論	1前		2		○					○								

カリキュラムマップ																		
(先端工学部グリーン・デジタル学科)																		
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			カリキュラムポリシー								備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	CP1	CP2	CP3	CP4	CP5	CP6	CP7	CP8	
学 科 専 門 科 目 系 列	化学実験	1前			1				○		○							
	物理学概論	1後			2		○				○							
	物理学実験	1後			1				○		○							
	地学概論	1後			2		○				○							
	地学実験	1後			1				○		○							
	情報理論	2前			2		○				○							
	量子力学基礎	2前			2		○				○							
	生態系と私たち	2前			2		○				○							
	栽培土壌学	2前			2		○				○							
	環境政策概論	2前			2		○				○							
	情報通信工学	2後			2		○				○							
	電子デバイス	2後			2		○				○							
	スマート制御工学	2後			2		○				○							
	フィールドサイエンス	2後			2		○				○							
	グリーンケミストリー	2後			2		○				○							
	環境調整工学実験	2後			2				○		○			○				
	持続可能な開発	2後			2		○				○			○				
	デジタルメディア基礎	3前			2		○				○				○			
	ネットワークアーキテクチャ	3前			2		○				○							
	半導体デバイス	3前			2		○				○							
	応用電磁気学	3前			2		○				○							
	パワーエレクトロニクス	3前			2		○				○							
	スマートバッテリー	3前			2		○				○							
	生態環境実習	3前			2				○		○						○	
	環境衛生実習	3前			2				○		○						○	
	スマート栽培管理学	3前			2		○				○							
	省エネルギー工学	3前			2		○				○							
	デジタルメディア演習	3後			2			○			○				○			
	並列・分散システム	3後			2		○				○							
	情報回路	3後			2		○				○							
	高エネルギー物理学	3後			2		○				○							
	A I スマートグリッド	3後			2		○				○							
	省エネ設備機器	3後			2		○				○							
	動物の行動と心	3後			2		○				○			○			○	
	サーキュラーエコノミー	3後			2		○				○			○			○	
	アグリビジネス	3後			2		○				○			○				
	地域脱炭素マネジメント	3後			2		○				○			○				
	グリーンA I 応用	4前			2		○				○							
	グリーン・デジタルプロジェクトⅠ	1後	○	2				○			○					○	○	
	グリーン・デジタルプロジェクトⅡ	2後	○	2				○			○					○	○	
	グリーン・デジタルプロジェクトⅢ	3後	○	2				○			○					○	○	
	理科教育法Ⅰ	2前			2		○				○							
	理科教育法Ⅱ	2後			2		○				○							
	理科教育法Ⅲ	3前			2		○				○							
	理科教育法Ⅳ	3後			2		○				○							

カリキュラムマップ

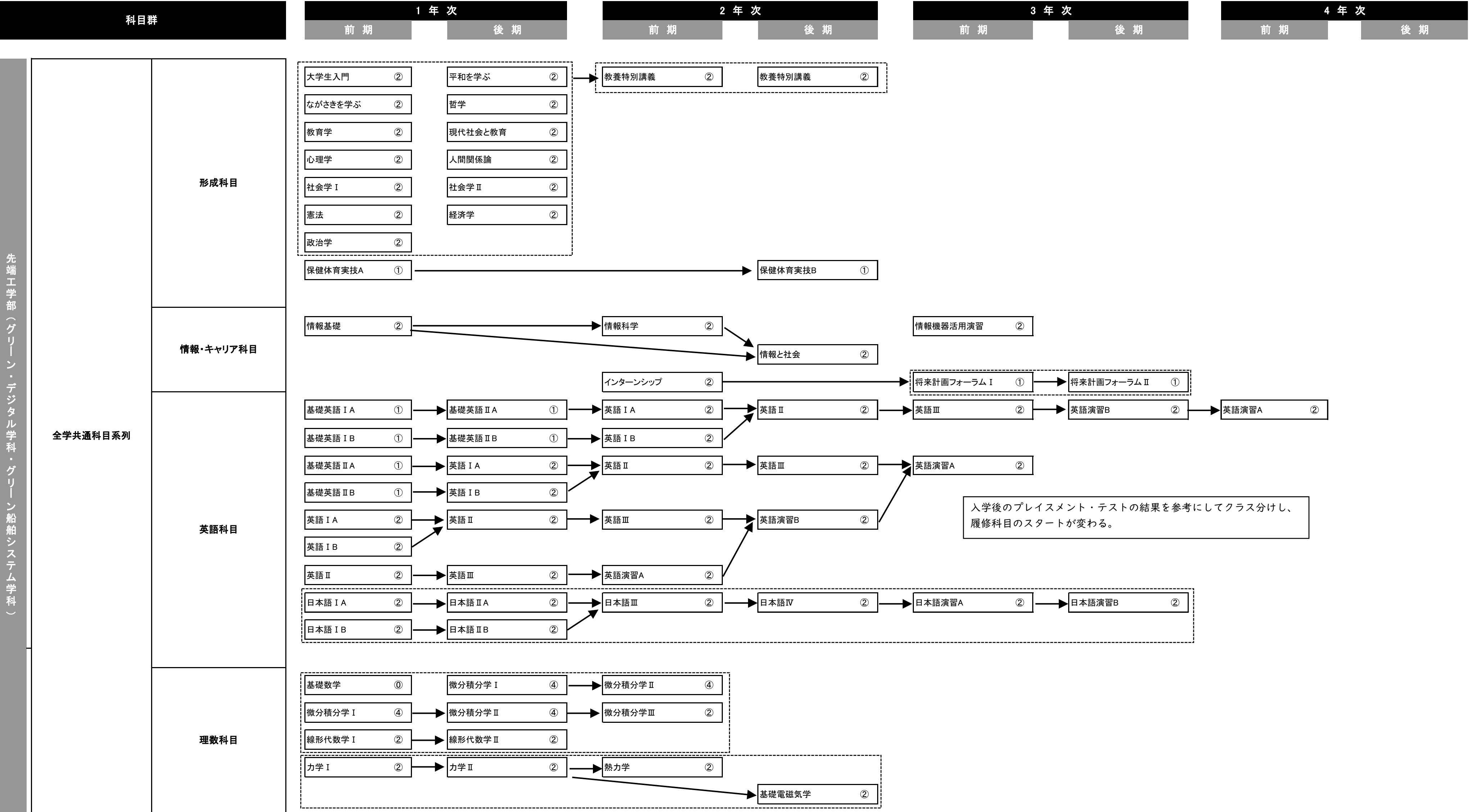
(先端工学部グリーン船舶システム学科)

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			カリキュラムポリシー								備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	CP1	CP2	CP3	CP4	CP5	CP6	CP7	CP8	
全学共通科目系列	形成科目	大学生入門	1前		2		○			○								
		ながさきを学ぶ	1前	○	2		○			○								
		教育学	1前		2		○			○								
		心理学	1前		2		○			○								
		社会学Ⅰ	1前		2		○			○								
		社会学Ⅱ	1後		2		○			○								
		憲法	1前		2		○			○								
		政治学	1前		2		○			○								
		平和を学ぶ	1後		2		○			○								
		哲学	1後		2		○			○								
		現代社会と教育	1後		2		○			○								
		人間関係論	1後		2		○			○								
		経済学	1後		2		○			○								
		保健体育実技A	1前		1				○	○								
		保健体育実技B	2後		1				○	○								
		教養特別講義	2前～3後		2			○		○								
	情報・キャリア	情報基礎	1前		2		○			○					○			
		情報科学	2前		2		○			○								
		インターンシップ	2前		2				○	○			○					
		情報と社会	2後		2		○			○			○					
		情報機器活用演習	3前		2			○		○			○					
		将来計画フォーラムⅠ	3前		1		○			○			○					
		将来計画フォーラムⅡ	3後		1		○			○			○					
	外国語	基礎英語ⅠA	1前		1		○			○								
		基礎英語ⅠB	1前		1		○			○								
		基礎英語ⅡA	1前後		1		○			○								
		基礎英語ⅡB	1前後		1		○			○								
		英語ⅠA	1前後, 2前		2		○			○								
		英語ⅠB	1前後, 2前		2		○			○								
		英語Ⅱ	1・2前後		2		○			○								
		英語Ⅲ	1後, 2前後, 3前		2		○			○								
		英語演習A	2・3・4前		2			○		○								
		英語演習B	2・3後		2			○		○								
		日本語ⅠA	1前		2		○			○								
		日本語ⅠB	1前		2		○			○								
		日本語ⅡA	1後		2		○			○								
		日本語ⅡB	1後		2		○			○								
		日本語Ⅲ	2前		2		○			○								
		日本語Ⅳ	2後		2		○			○								
	理数	日本語演習A	3前		2			○		○								
		日本語演習B	3後		2			○		○								
		微分積分学Ⅰ	1前後		4		○			○								
		微分積分学Ⅱ	1後・2前		4		○			○								
		微分積分学Ⅲ	2前		2		○			○								
		線形代数学Ⅰ	1前		2		○			○								
		線形代数学Ⅱ	1後		2		○			○								
		力学Ⅰ	1前		2		○			○								
		力学Ⅱ	1後		2		○			○								
		熱力学	2前		2		○			○								
		基礎電磁気学	2後		2		○			○								

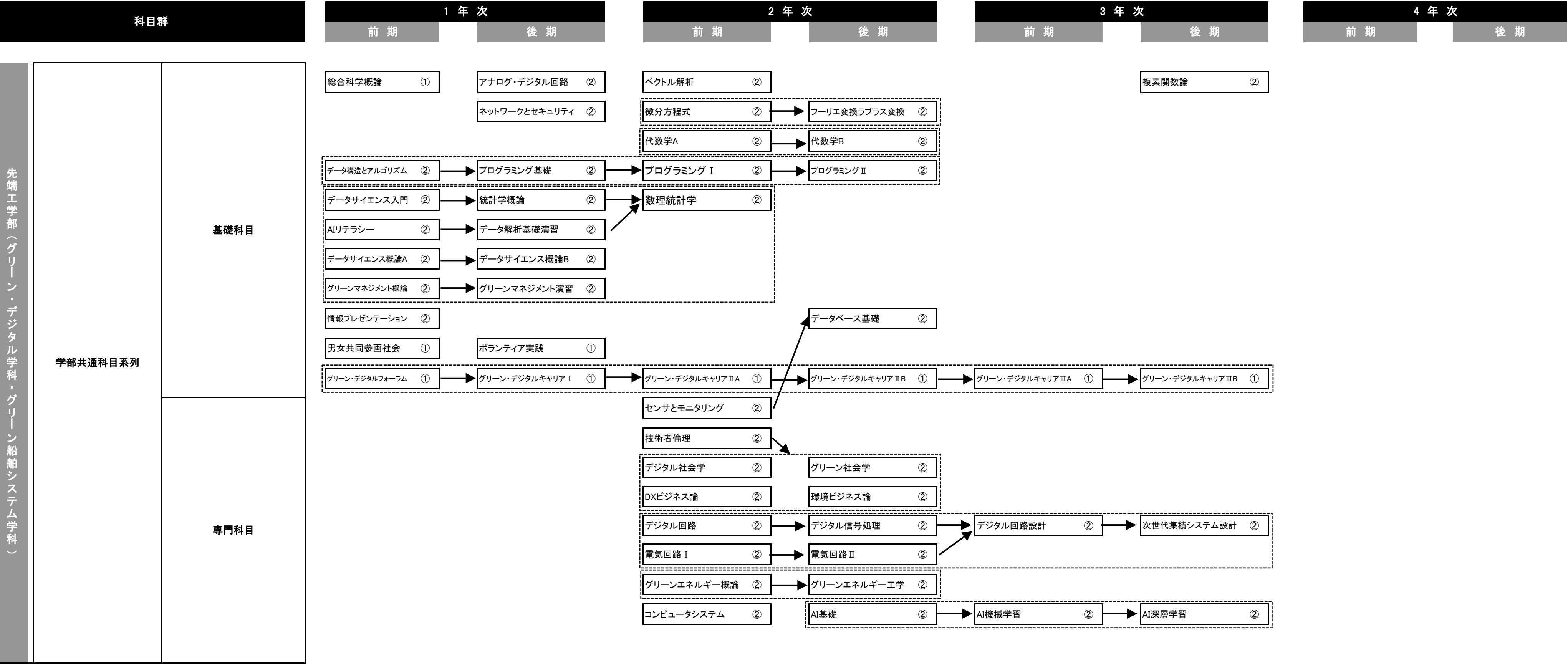
(先端工学部グリーン船舶システム学科)																			
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			カリキュラムポリシー								備考	
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	CP1	CP2	CP3	CP4	CP5	CP6	CP7	CP8		
学部共通科目系列	情報プレゼンテーション	1前			2		○			○									
	男女共同参画社会	1前			1		○			○									
	グリーン・デジタルフォーラム	1前	○	1			○			○								共同	
	データ構造とアルゴリズム	1前			2		○			○									
	データサイエンス入門	1前	○	2			○			○									
	A I リテラシー	1前			2		○			○									
	データサイエンス概論A	1前			2		○			○									
	データサイエンス概論B	1後			2		○			○									
	グリーンマネジメント概論	1前			2		○			○									
	総合科学概論	1前			1		○			○								オムニバス	
	ネットワークとセキュリティ	1後			2		○			○									
	ボランティア実践	1後			1			○		○						○			
	グリーン・デジタルキャリアⅠ	1後	○	1			○			○									
	グリーン・デジタルキャリアⅡ A	2前	○	1			○			○									
	グリーン・デジタルキャリアⅡ B	2後	○	1			○			○									
	グリーン・デジタルキャリアⅢ A	3前	○	1			○			○									
	グリーン・デジタルキャリアⅢ B	3後	○	1			○			○									
	プログラミング基礎	1後			2		○			○									
	専門科目	統計学概論	1後	○	2			○			○								
		データ解析基礎演習	1後			2			○		○								
グリーンマネジメント演習		1後			2			○		○									
アナログ・デジタル回路		1後			2		○			○									
微分方程式		2前			2		○			○									
ベクトル解析		2前			2		○			○									
数理統計学		2前			2		○			○									
代数学A		2前			2		○			○									
代数学B		2後			2		○			○									
プログラミングⅠ		2前			2		○			○									
プログラミングⅡ		2後			2		○			○									
フーリエ変換ラプラス変換		2後			2		○			○									
データベース基礎		2後			2		○			○									
複素関数論		3後			2		○			○									
技術者倫理		2前			2		○						○						
コンピュータシステム		2前			2														

カリキュラムマップ																		
(先端工学部グリーン船舶システム学科)																		
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			カリキュラムポリシー								備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	CP1	CP2	CP3	CP4	CP5	CP6	CP7	CP8	
学科専門科目系列	製図基礎	1 前			2		○				○							オムニバス
	C A D	1 後			2		○				○							
	海事クラスター入門	2 前			2		○				○							
	スマートモビリティ概論	2 前			2		○				○							
	流体力学	2後			2		○				○							
	材料力学	3前			2		○				○							
	機械力学	2後			2		○				○							
	浮体静力学	2前			2		○				○							
	スマートメカニクス	2後			2		○				○							
	溶接と破壊	3後			2		○				○							
	操縦制御論	3後			2		○				○							
	浮体復原論	2後			2		○				○							
	スマートシップデザイン	3後			2		○				○							
	浮体構造力学	3前			2		○				○							
	浮体強度論Ⅰ	3前			2		○				○							
	流体機械	3後			2		○				○							
	抵抗推進論	3後			2		○				○							
	機械材料学	3前			2		○				○							
	浮体運動論	3前			2		○				○							
	スマート制御工学	3前			2		○				○							
	スマートメカトロニクス	3前			2		○				○							
	スマート動力	3後			2		○				○							
	オペレーティングシステム	3前			2		○				○							
	海事クラスター応用	3前			2		○				○		○					
	マリン空間利用学	3前			2		○				○			○				
	造船AⅠ応用	4前			2		○				○							
	浮体強度論Ⅱ	3後			2		○				○							
	数値計算法	3後			2		○				○							
	シミュレーション技術	4前			2		○				○							
	スマートモビリティ工学	3後			2		○				○							
	AⅠロボットデザイン	3後			2		○				○							
	伝熱工学	3後			2		○				○							
	組み込みシステム	3後			2		○				○							
	マリン空間開発学	3後			2		○				○			○				
	マリンアクティビティ論及び同実技	2前			3		○				○				○			
	船舶設計論	4前			2		○				○							
	グリーン船舶システムプロジェクトⅠ	1後	○		2				○		○				○	○		
	グリーン船舶システムプロジェクトⅡ	2後	○		2				○		○				○	○		
	グリーン船舶システムプロジェクトⅢ	3後	○		2				○		○				○	○		
	企業実習	3前				5				○		○		○				
	工業科教育法Ⅰ	3前				2		○			○							
	工業科教育法Ⅱ	3後				2		○			○							
	職業指導Ⅰ	4前				2		○			○							
	職業指導Ⅱ	4後				2		○			○							

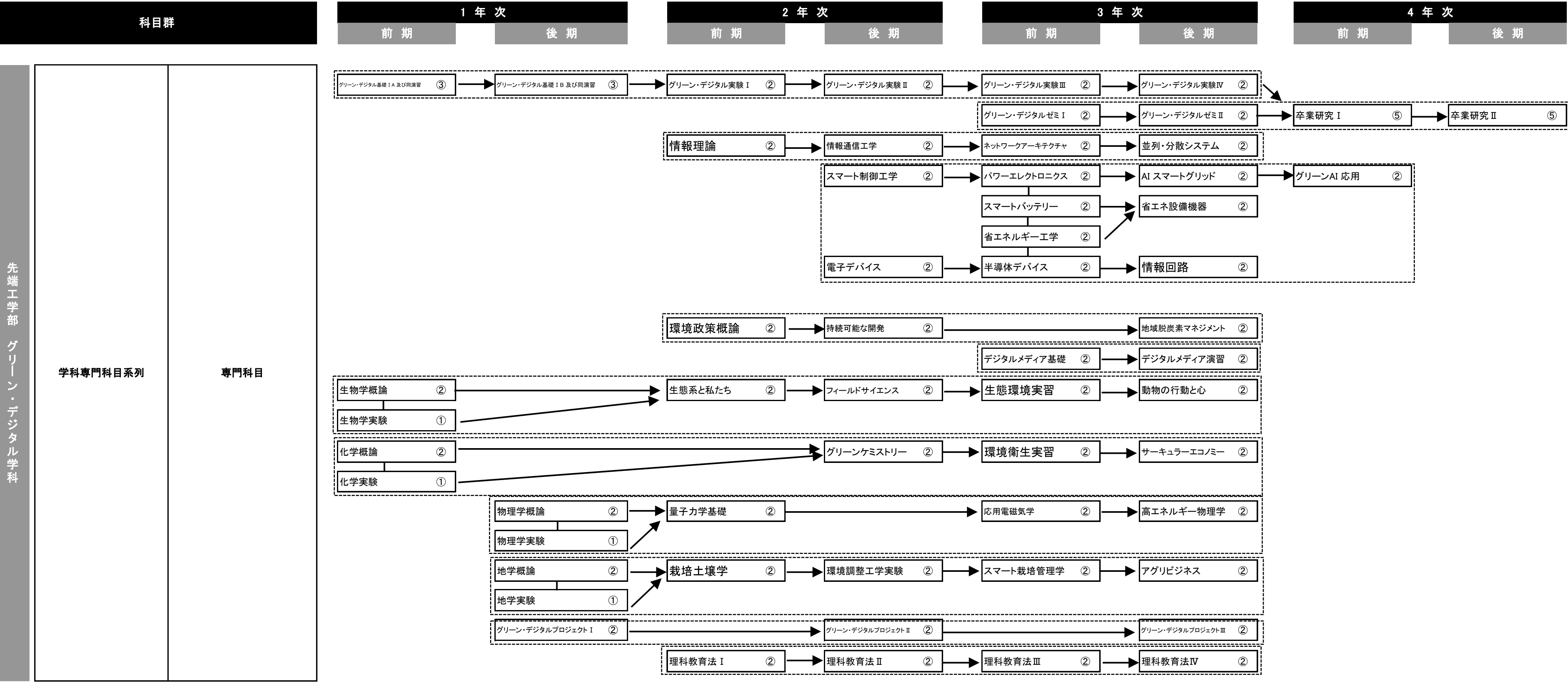
先端工学部 全学共通科目系列 科目系統図



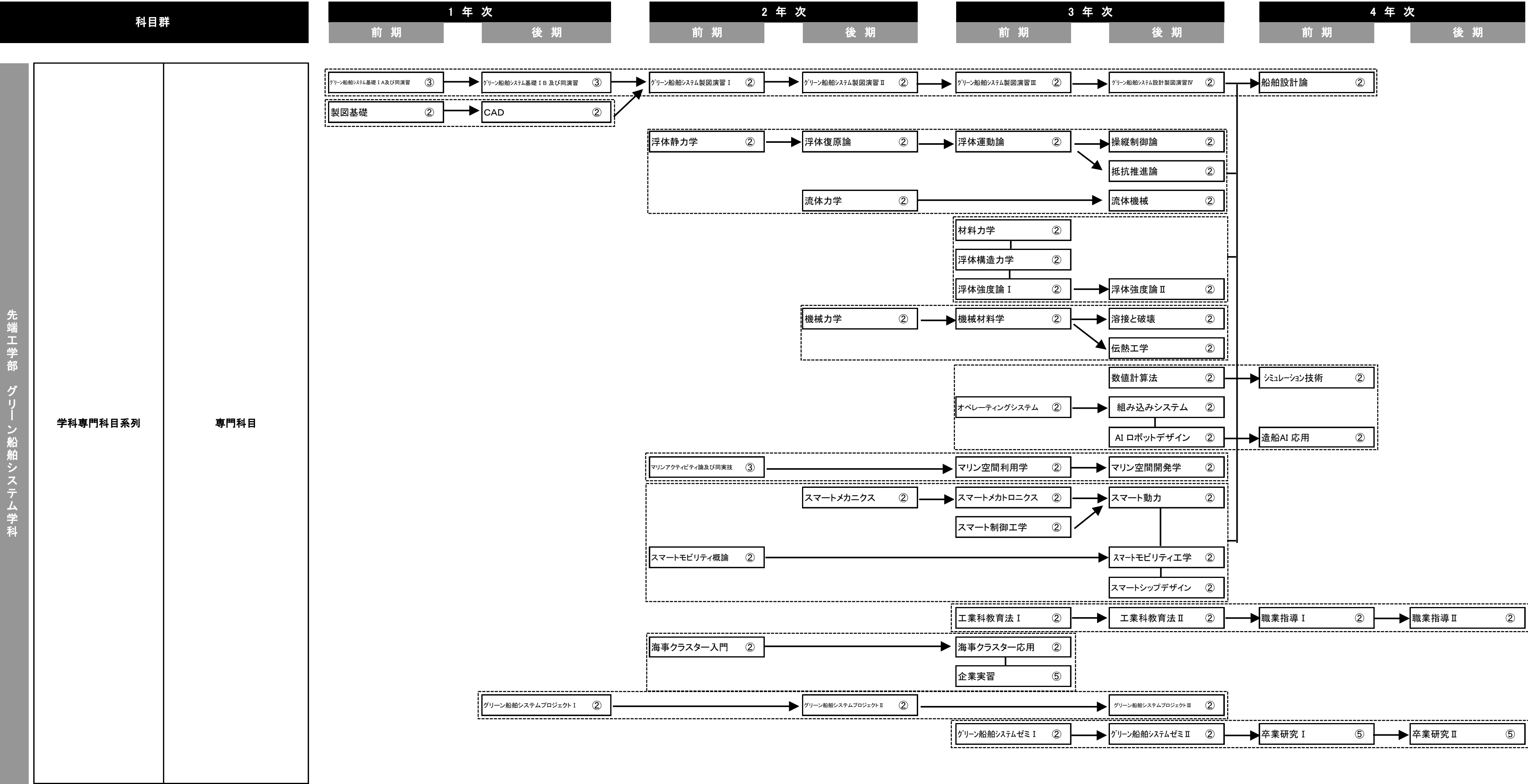
先端工学部 学部共通科目系列 科目系統図



先端工学部 グリーン・デジタル学科 専門科目系統図



先端工学部 グリーン船舶システム学科 専門科目系統図



先端工学部 グリーン・デジタル学科 履修モデル(デジタルを用いた脱炭素化、グリーンエネルギー)

科目区分		1年次		2年次				3年次				4年次				合計 単位数		
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期			後期	
全学共通科目系列	形成科目	ながさを学ぶ	2	平和を学ぶ	2													8
		社会学Ⅰ	2	社会学Ⅱ	2													
	情報・キャリア科目	情報基礎	2							将来計画フォーラムⅠ	1	将来計画フォーラムⅡ	1					4
	英語科目	英語ⅠA	2	英語Ⅱ	2	英語Ⅲ	2											8
		英語ⅠB	2															
	理数科目	微分積分学Ⅰ	4	微分積分学Ⅱ	4													
		線形代数学Ⅰ	2	線形代数学Ⅱ	2													
	学部共通科目系列	基礎科目	グリーン・デジタルフォーラム	1	グリーン・デジタルキャリアⅠ	1	グリーン・デジタルキャリアⅡA	1	グリーン・デジタルキャリアⅡB	1	グリーン・デジタルキャリアⅢA	1	グリーン・デジタルキャリアⅢB	1				
データ構造とアルゴリズム			2	プログラミング基礎	2	プログラミングⅠ	2	プログラミングⅡ	2									
データサイエンス入門			2	統計学概論	2													
専門科目						技術者倫理	2	電気回路Ⅱ	2	デジタル回路設計	2	AI深層学習	2					
						コンピュータシステム	2	デジタル信号処理	2	AI機械学習	2							
						電気回路Ⅰ	2	グリーンエネルギー工学	2									
						デジタル回路	2	AI基礎	2									
						グリーンエネルギー概論	2											
学科専門科目系列		専門科目	グリーン・デジタル基礎ⅠA及び同演習	3	グリーン・デジタル基礎ⅠB及び同演習	3	グリーン・デジタル実験Ⅰ	2	グリーン・デジタル実験Ⅱ	2	グリーン・デジタル実験Ⅲ	2	グリーン・デジタル実験Ⅳ	2	卒業研究Ⅰ	5	卒業研究Ⅱ	5
				グリーン・デジタルプロジェクトⅠ	2			スマート制御工学	2	グリーン・デジタルゼミⅠ	2	グリーン・デジタルゼミⅡ	2					
								グリーン・デジタルプロジェクトⅡ	2	デジタルメディア基礎	2	デジタルメディア演習	2					
										ネットワークアーキテクチャ	2	並列・分散システム	2					
										パワーエレクトロニクス	2	AIスマートグリッド	2					
										スマートバッテリー	2	省エネ設備機器	2					
												グリーン・デジタルプロジェクトⅢ	2					
合計単位数		24		22		17		17		18		18		5		5	126	

次 科目区分		1年次		2年次				3年次				4年次				合計 単位数		
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期			後期	
全学 共通科目 系列	形成科目	ながさを学ぶ	2	平和を学ぶ	2													8
		憲法	2	現代社会と教育	2													
	情報・キャリア科目	情報基礎	2			情報科学	2	情報と社会	2	将来計画フォーラムⅠ	1	将来計画フォーラムⅡ	1					8
	英語科目	基礎英語ⅠA	1	基礎英語ⅡA	1	英語ⅠA	2											8
		基礎英語ⅠB	1	基礎英語ⅡB	1	英語ⅠB	2											
	理数科目																	
学部 共通科目 系列	基礎科目	情報プレゼンテーション	2	グリーン・デジタルキャリアⅠ	1	グリーン・デジタルキャリアⅡA	1	グリーン・デジタルキャリアⅡB	1	グリーン・デジタルキャリアⅢA	1	グリーン・デジタルキャリアⅢB	1					24
		グリーン・デジタルフォーラム	1	統計学概論	2													
		データサイエンス入門	2	データ解析基礎演習	2													
		AIリテラシー	2	データサイエンス概論B	2													
		データサイエンス概論A	2	グリーンマネジメント演習	2													
		グリーンマネジメント概論	2															
	専門科目					デジタル社会学	2	グリーン社会学	2									
						DXビジネス論	2	環境ビジネス論	2									
学科 専門科目 系列	専門科目	グリーン・デジタル基礎ⅠA及び同演習	3	グリーン・デジタル基礎ⅠB及び同演習	3	グリーン・デジタル実験Ⅰ	2	グリーン・デジタル実験Ⅱ	2	グリーン・デジタル実験Ⅲ	2	グリーン・デジタル実験Ⅳ	2	卒業研究Ⅰ	5	卒業研究Ⅱ	5	78
		生物学概論	2	グリーン・デジタルプロジェクトⅠ	2	生態系と私たち	2	フィールドサイエンス	2	グリーン・デジタルゼミⅠ	2	グリーン・デジタルゼミⅡ	2					
		生物学実験	1			栽培土壌学	2	グリーンケミストリー	2	生態環境実習	2	省エネ設備機器	2					
		化学概論	2			環境政策概論	2	環境調整工学実験	2	環境衛生実習	2	動物の行動と心	2					
		化学実験	1					持続可能な開発	2	スマート栽培管理学	2	サーキュラーエコノミー	2					
								グリーン・デジタルプロジェクトⅡ	2	省エネルギー工学	2	アグリビジネス	2					
												グリーン・デジタルプロジェクトⅢ	2					
合計単位数			28		20		19		19		14		16		5		5	126

先端工学部 グリーン船舶システム学科 履修モデル(グリーン船舶設計)

年次 科目区分		1年次				2年次				3年次				4年次				合計 単位数
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
全学共通科目系列	形成科目	ながさを学ぶ	2	社会学Ⅱ	2													8
		社会学Ⅰ	2	経済学	2													
	情報・キャリア科目	情報基礎	2						将来計画フォーラムⅠ	1	将来計画フォーラムⅡ	1						4
	英語科目	英語ⅠA	2	英語Ⅱ	2	英語Ⅲ	2											8
		英語ⅠB	2															
	理数科目	微分積分学Ⅰ	4	微分積分学Ⅱ	4													
		線形代数学Ⅰ	2	線形代数学Ⅱ	2													
学部共通科目系列	基礎科目	グリーン・デジタルフォーラム	1	グリーン・デジタルキャリアⅠ	1	ベクトル解析	2	グリーン・デジタルキャリアⅡB	1	グリーン・デジタルキャリアⅢA	1	グリーン・デジタルキャリアⅢB	1					24
		データサイエンス入門	2	統計学概論	2	グリーン・デジタルキャリアⅡA	1											
	専門科目					技術者倫理	2	グリーンエネルギー工学	2									
						グリーンエネルギー概論	2											
学科専門科目系列	専門科目	グリーン船舶システム基礎ⅠA及び同演習	3	グリーン船舶システム基礎ⅠB及び同演習	3	グリーン船舶システム製図演習Ⅰ	2	グリーン船舶システム製図演習Ⅱ	2	グリーン船舶システム製図演習Ⅲ	2	グリーン船舶システム製図演習Ⅳ	2	船舶設計論	2	卒業研究Ⅱ	5	84
		製図基礎	2	CAD	2	浮体静力学	2	流体力学	2	グリーン船舶システムゼミⅠ	2	グリーン船舶システムゼミⅡ	2	シミュレーション技術	2			
				グリーン船舶システムプロジェクトⅠ	2	海事クラスター入門	2	機械力学	2	浮体強度論Ⅰ	2	数値計算法	2	卒業研究Ⅰ	5			
								浮体復原論	2	浮体構造力学	2	スマートシップデザイン	2					
								グリーン船舶システムプロジェクトⅡ	2	材料力学	2	浮体強度論Ⅱ	2					
										機械材料学	2	流体機械	2					
										浮体運動論	2	溶接と破壊	2					
										海事クラスター応用	2	抵抗推進論	2					
												操縦制御論	2					
												グリーン船舶システムプロジェクトⅢ	2					
		合計単位数			24		22		15		13		18		22		9	

次 科目区分		1年次		2年次		3年次		4年次		合計 単位数									
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期										
全学共通科目系列	形成科目	ながさを学ぶ	2	平和を学ぶ	2						8								
		憲法	2	哲学	2														
	情報・キャリア科目	情報基礎	2				将来計画フォーラムⅠ	1	将来計画フォーラムⅡ	1	4								
	英語科目	基礎英語ⅠA	1	基礎英語ⅡA	1	英語ⅠA	2				8								
		基礎英語ⅠB	1	基礎英語ⅡB	1	英語ⅠB	2												
	理数科目	微分積分学Ⅰ	4	微分積分学Ⅱ	4						30								
		線形代数学Ⅰ	2	線形代数学Ⅱ	2														
学部共通科目系列	基礎科目	グリーン・デジタルフォーラム	1	グリーン・デジタルキャリアⅠ	1	グリーン・デジタルキャリアⅡA	1	グリーン・デジタルキャリアⅡB	1	グリーン・デジタルキャリアⅢA	1	グリーン・デジタルキャリアⅢB	1	30					
		データ構造とアルゴリズム	2	プログラミング基礎	2	プログラミングⅠ	2	プログラミングⅡ	2										
		データサイエンス入門	2	統計学概論	2														
	専門科目					電気回路Ⅰ	2	電気回路Ⅱ	2	AI機械学習	2	AI深層学習	2						
						センサとモニタリング	2	AI基礎	2										
	学科専門科目系列	専門科目	グリーン船舶システム基礎ⅠA及び同演習	3	グリーン船舶システム基礎ⅠB及び同演習	3	グリーン船舶システム製図演習Ⅰ	2	グリーン船舶システム製図演習Ⅱ	2	グリーン船舶システム製図演習Ⅲ	2	グリーン船舶システム製図演習Ⅳ	2	卒業研究Ⅰ	5	卒業研究Ⅱ	5	80
			製図基礎	2	CAD	2	スマートモビリティ概論	2	スマートメカニクス	2	グリーン船舶システムゼミⅠ	2	グリーン船舶システムゼミⅡ	2					
				グリーン船舶システムプロジェクトⅠ	2	海事クラスター入門	2	グリーン船舶システムプロジェクトⅡ	2	オペレーティングシステム	2	組み込みシステム	2						
						マリンアクティビティ論及び同実技	3			スマート制御工学	2	スマートモビリティ工学	2						
										スマートメカトロニクス	2	AIロボットデザイン	2						
										海事クラスター応用	2	スマート動力	2						
										企業実習	5	グリーン船舶システムプロジェクトⅢ	2						
合計単位数			24		24		20		13		21		18		5		5	130	

「インターンシップ」実習施設一覧

	分類	実習施設	所在地	受入可能 人数
1	建設業	株式会社 三省設計事務所	長崎県長崎市	2
2		株式会社 上滝	長崎県長崎市	10
3		株式会社 西海建設	長崎県長崎市	5
4		九州ビルド株式会社	長崎県長崎市	3
5		株式会社 三基	長崎県長崎市	5
6		三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社	長崎県長崎市	6
7		田中工業株式会社	長崎県長崎市	2
8		吉川建設株式会社	長崎県諫早市	3
9		株式会社 池田工業	長崎県佐世保市	3
10		株式会社 梅村組	長崎県佐世保市	3
11		株式会社 興南商工	長崎県佐世保市	3
12		株式会社 INTERMEDIA	長崎県島原市	2
13	製造業	滲透工業株式会社	長崎県西彼杵郡時津町	4
14		コベルコROBOTiX株式会社	長崎県長崎市	2
15		協和機電工業株式会社	長崎県長崎市	10
16		有限会社 岸川製作所	長崎県長崎市	3
17		菱計装株式会社	長崎県長崎市	2
18		株式会社日本ベネックス	長崎県諫早市	3
19		株式会社クライム・ワークス	長崎県大村市	3
20		メルコアドバンストデバイス株式会社	長崎県諫早市	6
21		株式会社富士商工	長崎県佐世保市	2
22		協和機工株式会社	長崎県佐世保市	5
23		株式会社相浦機械	長崎県佐世保市	3
24		株式会社 丸協食産	長崎県佐世保市	3
25		大阪鋼管株式会社	長崎県佐世保市	3
26		東部重工業株式会社	長崎県佐世保市	2
27		株式会社 西日本流体技研	長崎県佐世保市	4
28		株式会社ジェッター	長崎県佐世保市	3
29		島原ドック協業組合	長崎県島原市	2
30	情報通信業	株式会社亀山電機	長崎県長崎市	2
31		株式会社システック井上	長崎県長崎市	15
32		株式会社コミュニティメディア	長崎県長崎市	3
33		株式会社シアスタ	長崎県長崎市	3
34		株式会社プロゼ	長崎県長崎市	2
35		パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	長崎県佐世保市	10
36	運輸業郵便業	松藤グループ	長崎県長崎市	2

37	卸売業小売業	株式会社イシマル	長崎県長崎市	6
38		扇精光ソリューションズ株式会社	長崎県長崎市	5
39		長崎三菱自動車販売	長崎県長崎市	10
40		株式会社 九州マツダ	長崎県長崎市	4
41		株式会社スズキ自販長崎	長崎県西彼杵郡時津町	2
42		長崎日産自動車株式会社（県南エリア）	長崎市又は時津町	2
43		長崎トヨタ	長崎県長崎市	7
44		橋本興産株式会社	長崎県長崎市	1
45		株式会社 富建	長崎県大村市	3
46		長崎日産自動車株式会社（県央エリア）	諫早市又は大村市	2
47		株式会社もみの木	長崎県諫早市	2
48		丸高商事株式会社	長崎県諫早市	10
49		西海陶器株式会社	長崎県東彼杵郡波佐見町	1
50		長崎日産自動車株式会社（県北エリア）	長崎県佐世保市	2
51		山下医科器械株式会社	長崎県佐世保市	10
52		九州ワーク株式会社	長崎県佐世保市	4
53	金融業	株式会社長崎銀行	長崎県長崎市	15
54	不動産業	スターツ長崎株式会社	長崎県長崎市	2
55	学術研究 専門・技術サービス業	税理士法人石井会計事務所	長崎県長崎市	2
56		株式会社 P A L 構造	長崎県長崎市	4
57		長崎設計株式会社	長崎県長崎市	5
58		MHIソリューションテクノロジーズ株式会社 長崎支社	長崎県長崎市	10
59		I G会計グループ	長崎県長崎市	5
60		株式会社MORアーキテクツ	長崎県長崎市	2
61		西部環境調査株式会社	長崎県佐世保市	3
62		E-tecsコンサルタント株式会社	長崎県佐世保	2
63	生活関連サービス業、娯楽業	一般財団法人 大村市文化・スポーツ振興財団 シーハットおおむら	長崎県大村市	4
64		バイオパーク株式会社	長崎県西海市	3
65	教育、学習支援業	国立大学法人 長崎大学	長崎県長崎市	5
66		学校法人長崎学院 長崎外国語大学	長崎県長崎市	1
67		学校法人長崎総合科学大学	長崎県長崎市	2
68		長崎県立大学シーボルト校	長崎県西彼杵郡長与町	2
69		学校法人鎮西学院 鎮西学院大学	長崎県諫早市	2
70		長崎県立大学 佐世保校	長崎県佐世保市	1
71	サービス業（他に分類されないもの）	ANAテレマート株式会社	長崎県長崎市	10
72		株式会社 ペイロール	長崎県長崎市	15
73		HIGUCHI GROUP	長崎県長崎市	20
74		有限会社 シュシュ	長崎県大村市	2
75		佐世保若者サポートステーション	長崎県佐世保市	1
76		株式会社 カーショップフクダ	長崎県佐世保市	10
77	その他（商工会など）	長崎商工会議所	長崎県長崎市	2
78		長崎県商工会連合会	長崎県長崎市	1

グリーン船舶システム学科「企業実習」実習施設一覧

	実習施設	所在地	受入可能 人数
1	BEMAC株式会社	愛媛県今治市	1
2	あいえず造船株式会社	愛媛県今治市	1
3	浅川造船株式会社	愛媛県今治市	1
4	一般財団法人 日本海事協会	東京都千代田区	1
5	稲益造船株式会社	福岡県北九州市	2
6	今治造船株式会社	愛媛県今治市	1
7	尾道造船株式会社	広島県尾道市	1
8	金川造船株式会社	兵庫県神戸市	1
9	株式会社 JMUアムテック	兵庫県相生市	1
10	株式会社 井筒造船所	長崎県長崎市	1
11	株式会社 臼杵造船所	大分県臼杵市	1
12	株式会社 大島造船所	長崎県西海市	1
13	株式会社 三和ドック	広島県尾道市	2
14	株式会社 新来島サノヤス造船	岡山県倉敷市	1
15	株式会社 新来島どつく	愛媛県今治市	3
16	株式会社 新来島豊橋造船	愛知県豊橋市	1
17	株式会社 スガテック	福岡県北九州市	1
18	株式会社 名村造船所	大阪府大阪市	2
19	株式会社 マキタ	愛知県安城市	1
20	株式会社 ヤマハマリン西九州	長崎県西彼杵郡時津町	1
21	株式会社 渡辺造船所	長崎県長崎市	1
22	旭洋造船株式会社	山口県下関市	1
23	熊本ドック株式会社	熊本県八代市	1
24	五洋建設株式会社	東京都文京区	1
25	佐世保重工業株式会社	長崎県佐世保市	1
26	しまなみ造船所株式会社	愛媛県今治市	1
27	下ノ江造船株式会社	大分県臼杵市	1
28	四国ドック株式会社	香川県高松市	1
29	ジャパンマリンユナイテッド株式会社	神奈川県横浜市	1
30	多度津造船株式会社	香川県仲多度郡	4
31	ツネインクラフト&ファシリティーズ株式会社	広島県尾道市	1
32	常石ソリューションズ東京ベイ株式会社	東京都港区	1
33	常石三保造船株式会社	静岡県静岡市	1
34	常石造船株式会社	広島県福山市	2
35	ナカシマプロペラ株式会社	岡山県岡山市	1
36	長崎船舶装備株式会社	長崎県長崎市	1
37	内海造船株式会社	広島県尾道市	2
38	新潟造船株式会社	新潟県新潟市	1
39	日本小型船舶検査機構	東京都千代田区	3
40	函館どつく株式会社	北海道函館市	1
41	檜垣造船株式会社	愛媛県今治市	2
42	古野電気株式会社	兵庫県西宮市	1
43	深田サルベージ建設株式会社	大阪市港区	2
44	不動技研工業株式会社	長崎県長崎市	1
45	福岡造船株式会社	福岡県福岡市	1
46	本瓦造船株式会社	広島県福山市	1
47	前畑造船株式会社	長崎県佐世保市	1
48	三菱重工マリタイムシステムズ株式会社	岡山県玉野市	1
49	向島ドック株式会社	広島県尾道市	1
50	山中造船株式会社	愛媛県今治市	1
51	八潮工業株式会社	長崎県長崎市	1
52	有限会社 福島造船鉄工所	島根県松江市	1

教育職員免許要件科目

グリーン・デジタル学科

中学校教諭一種免許状（理科）

教科及び教科の指導法に関する科目

物理学概論	熱力学	基礎電磁気学
化学概論	グリーンケミストリー	サーキュラーエコノミー
生物学概論	動物の行動と心	生態系と私たち
地学概論	栽培土壌学	スマート栽培管理学
物理学実験	センサとモニタリング	化学実験
環境衛生実習	生物学実験	生態環境実習
地学実験	環境調整工学実験	理科教育法Ⅰ
理科教育法Ⅱ	理科教育法Ⅲ	理科教育法Ⅳ

高等学校教諭一種免許状（理科）

教科及び教科の指導法に関する科目

物理学概論	熱力学	基礎電磁気学
化学概論	グリーンケミストリー	サーキュラーエコノミー
生物学概論	動物の行動と心	生態系と私たち
地学概論	栽培土壌学	スマート栽培管理学
物理学実験	化学実験	生物学実験
地学実験	理科教育法Ⅰ	理科教育法Ⅱ
理科教育法Ⅲ	理科教育法Ⅳ	

グリーン船舶システム学科

教科及び教科の指導法に関する科目

グリーンマネジメント概論	技術者倫理	浮体静力学
グリーン船舶システム基礎ⅠA及び同演習	グリーン船舶システム基礎ⅠB及び同演習	グリーン船舶システム製図演習Ⅰ
浮体復原論	グリーン船舶システム製図演習Ⅱ	抵抗推進論
浮体強度論Ⅰ	スマートシップデザイン	グリーン船舶システム製図演習Ⅲ
浮体強度論Ⅱ	グリーン船舶システム製図演習Ⅳ	浮体運動論
マリン空間開発学	マリン空間利用学	グリーンエネルギー工学
浮体構造力学	流体力学	製図基礎
機械力学	材料力学	流体機械
電気回路Ⅰ	プログラミングⅠ	アナログ・デジタル回路
電気回路Ⅱ	職業指導Ⅰ	職業指導Ⅱ
工業科教育法Ⅰ	工業科教育法Ⅱ	

グリーン・デジタル学科

グリーン船舶システム学科

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（学部共通）

憲法	保健体育実技A	保健体育実技B
基礎英語ⅡA	基礎英語ⅡB	英語ⅠA
英語ⅠB	英語Ⅱ	データサイエンス入門

教育の基礎的理解に関する科目等（学部共通）

教育原論	教職概論	教育制度論
教育心理学	特別支援教育論	教育課程論
道徳教育論	総合的な学習の時間の指導法	特別活動論
教育方法論	生徒・進路指導論	教育相談論
教育実習Ⅰ	教育実習Ⅱ	教職実践演習（中・高）

志望理由・自己申告書

受験番号

氏名

1. あなたは自分の将来像（仕事や活躍）をどのようにイメージしていますか。

2. 自分の将来像に向けて、大学入学後の学修計画や挑戦したいこと、興味や関心について教えてください。また、学部・学科・コースの志望理由を教えてください。

3. あなたが高校学校等在学中（入学からこれまで）に学校内外で取り組んだ学習や活動内容及びその成果と学んだことについて教えてください。

4. あなたがこれまでに評価・認定を受けたもの（組織からの評価・表彰、獲得した資格・検定など）があれば主なものから順番に記入してください。

5. 長崎総合科学大学の NIAS セミナー（出前講義や体験授業）やオープンキャンパスに参加した経験がある方は、その内容と得られた知識や体験を教えてください。

6. （任意項目）アピールしたいことがあれば、自由な形で表現してください。

○長崎総合科学大学科目等履修生規程

平成 6 年 4 月 1 日
規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学則第33条第 2 項の規定に基づき、科目等履修生（以下「履修生」という。）の取り扱いについて定めることを目的とする。

(資格)

第 2 条 履修生を志願することができる者は、高等学校を卒業した者またはそれと同等以上の学力を有する者とする。

2 教育職員免許資格取得を目的に志願する者は、学士の学位を有する者とする。

3 科目等履修生になることによって、「留学」の在留資格を得ようとする者は、志願することはできない。

4 前項までの規定に関わらず、高等学校に在学中であり、当該高等学校長から出願の許可を受けた者は、本学が指定する授業科目の履修を志願することができる。

本項による志願者は、高大接続科目等履修生及び高大連携科目等履修生として別に定める。

(単位数制限)

第 3 条 履修生の履修できる総単位数は、原則として30単位を限度とする。

(志願手続)

第 4 条 履修生を志願する者は、各学期始め 1 か月前までに次の各号に掲げる書類に学則第28条第 1 項に定める入学検定料を添えて教務班に願出しなければならない。

(1) 科目等履修生願書（本学所定の用紙）

(2) 履歴書（本学所定の用紙）

(3) 最終学校の卒業（卒業見込み）証明書

(4) 学業成績証明書

(5) 健康診断書（本学所定の用紙）

(6) 住民票（写）及びパスポート（写）（留学生の場合）

2 前学期から継続して出願する者に対しては、前項の(2)～(5)号の書類の提出及び検定料の納付を免除する。

3 履修生を志願する者は、特別な事由がある場合、第 1 項に定める期限を越えての出願を認めることができる。

(入学金及び履修費)

第 5 条 履修生は履修許可された日から10日以内に学則第28条第 1 項に定める入学金及び履修費を納入しなければならない。

2 期限までに納入がない場合、履修許可を取り消すことがある。

3 既に納入した検定料、入学金及び履修費は返還しない。

4 前年度に引き続き履修生となる者に対しては、入学金を免除する。

5 本学大学院に在学中の者に対しては、入学金及び履修費を免除する。

6 高校に在学中の者に対しては、入学金、検定料、履修費を全額或いは一部を免除することができる。

(期間)

第 6 条 履修生の履修許可期間は、当該年度限りとする。

2 引き続き履修を希望する場合は、あらためて願出しなければならない。

(科目等履修生証)

第 7 条 履修を許可され、所定の手続きを完了した者には、履修生証を交付する。

2 履修生は登校の際、履修生証を必ず携行しなければならない。

(単位)

第8条 履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 試験に合格した授業科目については、その授業科目の単位を与える。

3 履修生として修得した単位については、単位修得証明書を交付する。

(準用規程)

第9条 履修生には、この規程に定めるもののほか、学則及び学生に関する規程を準用する。

(改定)

第10条 この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 この改定規程は、平成8年4月1日から施行する。

3 この改定規程は、平成10年4月1日から施行する。

4 この改定規程は、平成12年4月1日から施行する。

5 この改定規程は、平成13年9月28日から施行する。

6 この改定規程は、平成15年4月1日から施行する。

7 この改定規程は、平成18年4月1日から施行する。

8 この改定規程は、平成25年2月22日から施行する。

9 この改定規程は、平成26年4月1日から施行する。

10 この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。

11 この改定規程は、平成29年4月1日から施行する。

12 この改定規程は、令和2年4月1日から施行する。

13 この改定規程は、令和5年12月1日から施行する。

14 この改定規程は、令和6年2月16日から施行する。

15 この改定規程は、令和7年1月1日から施行する。

○長崎総合科学大学高大連携科目等履修生（先取り履修生）細則

令和 6 年 2 月 16 日

細則

（趣旨）

第 1 条 この細則は、長崎総合科学大学科目等履修生規程第 2 条第 4 項の規定に基づき、高大連携科目等履修生（以下「先取り履修生」という。）の取扱いについて定める。

（目的）

第 2 条 高大連携科目等履修（先取り履修）は、長崎総合科学大学附属高等学校に在籍する生徒に大学教育を受ける機会を提供し、大学教育及び本学に対する理解を深めさせるとともに、生徒自らの進路決定への意識的な取組みの促進並びに高等学校等の教育の一層の向上を図ることを目的とする。

（資格）

第 3 条 先取り履修生を志願することができる者は、長崎総合科学大学附属高等学校に在籍し当該授業科目を履修するに十分な学力を有し、長崎総合科学大学附属高等学校長が推薦する者とする。

（志願手続）

第 4 条 先取り履修生を志願する者は、科目等履修生規程第 4 条の各号に掲げる書類に替えて、各学期開始の 1 か月前までに次の各号に掲げる書類を教務係に提出しなければならない。

- (1) 高大連携科目等履修生（先取り履修生）願書（本学所定の様式）
- (2) 長崎総合科学大学附属高等学校長の推薦書（本学所定の様式）
- (3) 大学の授業受講に係る十分な学力を評価するために必要とする書類

（許可）

第 5 条 前条の志願者については、全学教授会の議を経て、受け入れを許可する。

（履修費等）

第 6 条 先取り履修生の検定料、入学金及び授業料は徴収しないものとする。

- 2 学研災保険加入、教材費等、履修に要する経費が生じる場合は、先取り履修生が負担するものとする。

（履修方法及び履修期間）

第 7 条 先取り履修生が履修できる科目と履修方法については別に定める。

- 2 先取り履修生の履修期間は、当該科目の開講期間とする。

（単位の認定）

第 8 条 先取り履修生は履修した授業科目について、学則第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、所定の単位を与えることができる。

（修得した単位の取り扱い）

第 9 条 先取り履修生が修得した単位については、長崎総合科学大学に入学した場合に、学則第 9 条の 4 の規定に基づき、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（準用規程）

第 10 条 先取り履修生には、この細則に定めるもののほか、学則及び学生に関する規程を準用する。

（改定）

第 11 条 この細則の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付 則

- 1 この細則は、令和 6 年 2 月 16 日から施行する。
- 2 この改定細則は、令和 6 年 7 月 19 日から施行する。

様式1号（第4条第1項（1）関係）

長崎総合科学大学 高大連携科目等履修（先取り履修）申請書

学 校 名	
学 年 ・ 組	年 組
（フリガナ） 氏 名	
生 年 月 日	
保 護 者 氏 名	印
履修希望科目名	
履修を希望する 理 由	

様式2号(第4条第1項(2)関係)

年 月 日

長崎総合科学大学 学長 様

高大連携科目等履修生（先取り履修生）推薦書

学 校 名

校長氏名

印

貴学の令和 年度高大連携科目等履修生（先取り履修生）として 下記の生徒を推薦します。
記

生徒氏名	学年	授業科目名	単位数	備考 (履修上の配慮等)

(本件連絡先)

担当者名：

役 職：

連 絡 先： — —

メールアドレス：

○学校法人長崎総合科学大学就業規則

昭和54年 1 月 1 日

規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、労働基準法の主旨及び学校法人長崎総合科学大学寄附行為実施規則第22条の規定に基づき、法人に勤務する教職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則において教職員とは、雇用契約を締結し、法人に専任する教育職員及び事務職員をいう。

- 2 嘱託職員に適用する就業規程は、別に定める。
- 3 非常勤講師に適用する就業規程は、別に定める。
- 4 パートタイマーに適用する就業規程は、別に定める。

(所属長)

第 3 条 この規則において所属長とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 大学においては学長
- (2) 高校及び高校事務室においては校長
- (3) 事務局（高校を除く）においては事務局長

(遵守義務)

第 4 条 教職員は、法令及び本学の規則等を誠実に守り、互いに人格を尊重し、所属長の指示に従い、協力してその職責を遂行し、法人の教育事業の発展に努力しなければならない。

第 2 章 任用

(任用)

第 5 条 教職員の採用及び昇任（以下、「任用」という）は、所定の手続きを経て、理事長が行う。

- 2 事務職員の任用の手続きは、事務職員任用規程で定める。なお、教育職員の任用については、別に定める専任教職員任用規程による。
- 3 新たに教職員として採用されることが決定した者は、速やかに次の書類を提出しなければならない。ただし、必要を認めない場合は、その一部を省略することができる。
 - (1) 自筆履歴書（身上調書）及び写真
 - (2) 住民票記載事項の証明書
 - (3) 健康診断書（公的医療機関の発行）

(4) 最終学歴の証明書（卒業証明書、成績証明書）

(5) 資格証明書（写）

(6) 個人番号カード（写）或いは通知カード（写）

(7) その他必要と認める書類

4 前項の定めにより提出した書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書面で変更事項を届け出なければならない。

5 第3項(6)の提出書類の目的は、教職員として採用された者にあらかじめ通知するものとする。

（採用決定者の契約締結）

第6条 教職員として採用が決定した者は、法人との雇用契約を締結するとともに、別に定める誓約書を提出しなければならない。

2 教職員として採用または試用された者には辞令を交付する。

（試用期間）

第7条 新たに採用された者については、教育職員の場合1年以内、事務職員の場合6か月以内の試用期間を設ける場合がある。

2 試用期間中または試用期間満了の際、引き続き就業させることを不適当と認めた場合は、解職することができる。

3 試用期間は勤続年数に通算する。

第3章 服務規律

（服務の基本）

第8条 教職員は、全体の奉仕者であって、教育事業の公共性と自己の使命を自覚し、教育、研究等その職責の遂行に努めなければならない。

2 教職員は、常に品性を正しく、職能の向上に努め互いに人格を尊重し、信義、礼節を重んじ協力して職務に精励しなければならない。

3 教職員は、常に秩序を重んじ、規律に従い、事業の円滑な運営に協力しなければならない。

（職務の専念）

第9条 教職員は、勤務時間中は定められた職務に専念し、上司の許可なくみだりに職務を離れてはならない。

（特定個人情報及び個人情報の保護と機密の保持）

第10条 教職員は、特定個人情報及び個人情報の厳粛な保護と情報の適切な管理・保管・開示に努めるとともに、職務上知り得た機密、又は法人の不利益となる事項を漏らし、みだりに文書帳票等を他に閲覧させてはならない。その職務を退いた後においても同様である。

2 教職員は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律・個人情報保護法やその政令・省令・ガイドラインで定められた規定に従い、厳粛に特定個人情報・個人情報を取り扱うものとする。

3 特定個人情報取扱規程を別途定める。

(贈与・饗応の禁止)

第11条 教職員は、職務上のことに関して、不正不当に金品等を要求しまたは受けてはならない。

(施設用品等の取扱い)

第12条 教職員は、法人の施設、設備、物品等を大切に取扱い、諸資材、消耗品の節用に努めなければならない。

(名誉及び信用の保持)

第13条 教職員は、法人の名誉及び信用を失墜させるような行為をしてはならない。

(人権侵害行為の禁止)

第13条の2 教職員は、学生及び他の教職員の人格を尊重するとともに、ハラスメント等の人権を侵害する行為をしてはならない。

2 職場におけるハラスメントについては、本条及び第47条（懲戒）のほか、詳細は「育児・介護休業等に関する規程」により別に定める。

(職務権限濫用の禁止)

第14条 教職員は、職務上の権限を超え、または権限を濫用して、専断的な行為をしてはならない。また自己の職務を利用して私利をはかつてはならない。

(公印使用の取扱い)

第15条 教職員が、理事長印、学長印又は校長印の使用を必要とする場合は、公印取扱規程に定める手続きを経て、それぞれ許可を受けなければならない。

(兼職の制限)

第16条 教職員は、理事長の許可なくして他に雇用されまたは法人以外の職務に従事してはならない。

(人事異動)

第17条 業務の都合により、転勤、職種変更、所属変更、配置換え及び出向、派遣等の人事異動を命ずることがある。

2 前項の場合、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(身元関係の異動)

第18条 教職員は、次に掲げる事項について異動がある場合は、遅滞なく理事長に届け出なければ

ならない。

- (1) 本籍及び住所の変更
- (2) 婚姻及び家族の異動
- (3) 就職後の学歴及び資格の変更
- (4) その他身元関係上必要な書類

第4章 勤務

(勤務時間及び休憩時間)

第19条 教職員の勤務時間及び休憩時間は次のとおりとし、勤務時間は1週間について実働37時間5分とする。

勤務時間

午前8時30分から午後4時55分まで

休憩時間

勤務時間の途中に、1時間の休憩時間を置く。

2 高校の教育職員の勤務時間については、前項の規定にかかわらず、職務の性格上、校長が次の基準により定めることができる。

学内勤務時間

- ア 授業など生徒教育の時間
- イ 職員会議、委員会などの時間
- ウ 原則として生徒在校中の時間
- エ その他校長が必要と認めた時間

(専門業務型裁量労働制)

第19条の2 大学の教育職員については、第19条第1項の規定にかかわらず、労使協定に基づき専門業務型裁量労働制を適用する。所定労働日に勤務した場合には、1日7時間25分労働したものとみなし、その業務の遂行手段、時間配分及び運用にあたっては大学の教育職員の勤務時間に関する規程で定める。

(1年単位の変形労働時間制)

第19条の3 第19条第1項の規定にかかわらず、労使協定で定める1年単位の変形労働時間制を適用する職員については、毎年4月1日を起算日とする1年単位の変形労働時間によるものとし、対象期間における勤務日、休日、所定労働時間は、労使協定に定める。

(勤務時間の変更)

第20条 業務の都合上、勤務時間を変更し勤務を命ずることがある。

(出勤簿)

第21条 教職員は、出勤の際自ら出勤簿に押印しなければならない。

(遅刻、早退、外出、欠勤願い)

第22条 教職員が、傷病その他やむを得ない事由で遅刻、早退、外出、欠勤する場合は、予め所属長に願い出てその承認を受けなければならない。但し、やむを得ない場合は、事後直ちに届け出なければならない。

2 病気により引続き7日以上勤務を欠くときは、医師の診断書を添えて届け出なければならない。

(欠勤等による賃金カット)

第23条 教職員が、欠勤、遅刻、早退及び外出した場合は、その日数、時間数に比例して賃金を差し引くことができる。

(時間外及び休日勤務)

第24条 業務の都合上、勤務時間外または休日に勤務させることがある。但し、18才未満の職員または妊娠中及び産後1年を経過しない女子職員（以下、「妊産婦」という。）が請求した場合は、本条を適用しない。

2 時間外及び休日勤務を命じた場合には、その実働時間に対して別に定める給与規程により、時間外または休日勤務手当を支給する。

ただし、専門業務型裁量労働制及び1年単位の変形労働時間制を適用する教職員については、次の場合に支給する。

なお、時間外労働及び休日労働となる時間は、所轄労働基準監督署長へ届け出た36協定に定める範囲内とする。

- (1) 専門業務型裁量労働制の適用する大学の教育職員は、所属長の許可を得て、深夜に労働した場合、その時間
- (2) 1年単位の変形労働時間制を適用する職員は、労使協定により労働時間を定めた日はその時間を超えて労働させた時間
- (3) 1年単位の変形労働時間制を適用する職員は、労使協定により一週間に40時間を超える労働時間を定めた週はその時間を超えて労働をさせた時間
- (4) 1年単位の変形労働時間制を適用する職員は、変形期間における法定労働時間の総枠を超えて労働をさせた時間

3 休日に勤務した場合は、1週間以内にこれにかわる休日を与えることができる。

(深夜勤務の制限)

第25条 妊産婦である職員、小学校第3学年修了までの子を養育する職員、または常時介護を必要

とする状態の家族を介護する職員が請求した場合には、前条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間に勤務させることはない。

（所定外労働、時間外労働の制限）

第25条の2 小学校第3学年修了までの子を養育する教職員が当該子を養育するために申し出た場合、または常時介護を必要とする状態の家族を介護する職員が申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

2 小学校第3学年修了までの子を養育する職員、または常時介護を必要とする状態の家族を介護する職員が請求した場合には、第24条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月24時間、1年間150時間を超える時間外労働をさせることはない。

3 所定外労働、時間外労働の制限に関する取扱いについては、育児・介護休業等に関する規程で定める。

（育児時間）

第26条 生後満1ヵ年に達しない乳児を有する女子には、申し出により午前午後各1回30分の育児時間を与える。

（妊産婦の通院休暇）

第26条の2 妊産婦である職員の申出があった場合は、妊産婦である職員本人を対象に行われる産科に関する診察、諸検査およびその他の保健指導等を受けるために必要な時間を通院休暇として与える。

2 通院休暇は有給とし、業務の都合等によりやむを得ず変更させる場合を除き、原則として職員が希望する日に与える。

（育児及び介護のための短時間勤務）

第27条 小学校就学前の子を養育する者、または常時介護を必要とする状態にある家族の介護をする者が申し出た場合、所定労働時間を6時間に短縮することができる。

2 育児及び介護のための短時間勤務に関する取扱いについては、育児・介護休業等に関する規程で定める。

（育児休業）

第28条 教職員が申し出た場合は、育児のための休業（以下、「育児休業」という。）をすることができる。

2 育児休業に関する取扱いについては、育児・介護休業等に関する規程で定める。

（介護休業）

第28条の2 教職員が申し出た場合は、介護のための休業（以下、「介護休業」という。）をする

ことができる。

2 介護休業に関する取扱いについては、育児・介護休業等に関する規程で定める。

(非常災害時の勤務)

第29条 災害その他避けることのできない事由でやむを得ない場合は、臨時に勤務時間を延長または休日勤務させることがある。

(出張)

第30条 業務の都合上、教職員に出張を命ずることがある。

2 出張及び旅費の取扱いについては、旅費規程及び教員海外出張規程で定める。

第5章 休日及び休暇

(休日)

第31条 休日は、次の通りとする。

(1) 土曜日、日曜日、国民の祝日

(2) 開学記念日（4月1日）

(3) 夏季休日（8月9日から16日まで）

(4) 年末年始（12月29日から1月5日まで）

(5) （削除）

(6) その他法人が必要と認めた日

2 業務の都合により必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

3 第1項の休日のうち、日曜日を法定休日とする。

(年次有給休暇)

第32条 教職員は、年間20日間の年次有給休暇をうけることができる。但し、年度の中途に採用された者については、次表による。

採用の月	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
休暇数	20日	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2

2 年次有給休暇は、教職員の請求するときに与える。但し、法人の運営上支障があると認めるときは、他の時季に変更することがある。

3 残存年次有給休暇日数は、20日を限度として翌年度に限り繰越すことができる。

(特別有給休暇)

第33条 教職員は、次の場合には所属長に願い出て特別有給休暇を取得することができる。

(1) 結婚休暇

結婚に伴い必要と認められる場合で、次の連続した日数

ア 本人が結婚するとき 5日以内

イ 子女が結婚するとき 2日以内

ウ 兄弟姉妹が結婚するとき 1日

(2) 出産休暇

ア 本人が出産するとき 次の連続した期間

産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内、産後8週間。

但し、出産日は産前とする。

イ 配偶者が出産するとき 2日以内

(3) 生理休暇 執務が著しく困難な場合、必要と認められた日数

(4) 罹災休暇 教職員の責に帰することのできない災害が発生し、勤務できない場合、理事長の認めた期間

(5) 忌引休暇 親族の死亡に伴い必要と認められる場合で、次表の連続する日数以内

死亡した者		日数
配偶者		10
血族	1親等の直系尊属（父母）	7
	1親等の直系卑属（子）	5
	2親等の直系尊属（祖父母）	3
	2親等の直系卑属（孫）	1
	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3
	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1
姻族	1親等の直系尊属	3
	1親等の直系卑属	1
	2親等の直系尊属	1
	2親等の傍系者	1
	3親等の傍系尊属	1
備考		
1. 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。		
2. いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。		

(6) 業務上傷病（公傷）休暇及び病気休暇

教職員が負傷または疾病のため治療或いは療養が必要な場合で、医師の診断書等に基づき理事

長が認めた期間

(7) 子の看護等休暇

小学校第3学年修了までの子を養育する教職員が、次に定める当該子の世話等のために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人であれば年間5日、2人以上であれば年間10日を限度として取得することができる。この場合、半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）、1時間単位で取得することができる。この場合の年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

ア 負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話

イ 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること

ウ 感染症に伴う学級閉鎖等になった当該子の世話

エ 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加

(8) 介護休暇

要介護状態にある家族を介護する教職員が、介護及び通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行並びに必要な世話の場合に申し出により、要介護常態にある対象家族が1人の場合は年間5日、2人以上であれば年間10日を限度として取得することができる。この場合、半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）、1時間単位で取得することができる。この場合の年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(9) 裁判員等のための休暇

教職員が裁判員等になった場合、必要と認めた時間

2 前項第1号及び第5号の場合において、遠隔地におもむく必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

3 特別有給休暇中に休日が介在する場合には、第1項各号の特別有給休暇の日数は、その休日の日数を減じた日数とする。ただし、第1項第7号及び第8号は除く。

（休暇申請の手続き）

第34条 第32条の年次有給休暇を受けようとするとき及び第33条第1項第7号、第8号の特別有給休暇を受けようとするときは、予め所属長に届け出なければならない。但し、やむを得ない理由により事前に届け出ができない場合は、事後すみやかに届け出なければならない。

2 第33条第1項第1号から第6号の特別有給休暇を受けようとするときは、予め所属長の承認を得なければならない。但し、事前に承認を得ることができない場合は、事後すみやかに承認を得なければならない。

第6章 給与

（給与）

第35条 教職員の給与に関する規程は、別に定める。

第7章 休職及び復職

(休職)

第36条 教職員の休職に関する規程は、別に定める。

(復職)

第37条 休職中の者が、休職の事由が消滅したときは復職させる。

第8章 解職及び退職

(解職)

第38条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、解職する。

- (1) 休職期間終了後も精神または身体の障害により、業務の遂行に堪えられないとき
- (2) 勤務状態が著しく不良なとき
- (3) 法人で管理する学生・教職員等の特定個人情報を故意に、または重大な過失により漏えい・流出させたとき
- (4) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (5) 試用期間中の者で解職を適当と認めたとき
- (6) その他前各号に準じる行為のあったとき

(退職)

第39条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、退職する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 定年に達したとき
- (3) 退職願を提出して許可されたとき
- (4) 休職期間が経過しても復職できないとき
- (5) 雇用期間の定めがあり、その期間が満了したとき

(退職手続)

第40条 教職員が退職を希望するときは、可能な限り3月前、遅くとも1月前にその事由を具した退職願いを提出しなければならない。

(定年及び再雇用等)

第41条 教職員は、満63才に達したとき、その属する年度の末日をもって定年退職する。

- 2 定年退職した者は、定年を超える雇用に関する規程（以下「雇用規程」という。）に基づき、65才まで継続雇用する。
- 3 理事長は必要と認める場合、満65才を超えた者を雇用規程に基づき、教職員として再雇用する

ことができる。

- 4 理事長は必要と認める場合、満63才を超えた者を雇用規程に基づき、学外から教職員として雇用することができる。

(退職金)

第42条 教職員が退職または解職された場合は、退職金を支給する。但し、懲戒解雇された者には、これを支給しない。

- 2 退職金支給に関する規程は、別に定める。

(金品等返還)

第43条 退職者は、速やかに法人から貸与された金品、身分証明書及び共済組合員証等を返還しなければならない。

第9章 表彰及び懲戒等

(表彰)

第44条 教職員が、次の各号の一に該当するときは、選考の上、表彰する。

- (1) 永年誠実に勤務したとき
- (2) 職務に精励し、他の教職員の模範となるとき
- (3) 非常災害に際して、特に功労のあったとき
- (4) 学術研究上、特に功績のあったとき
- (5) その他特に表彰に値すると認められるとき

- 2 表彰に関する規程は別に定める。

(表彰の種類)

第45条 表彰の種類は次の通りとし、これを併せて行うことができる。

- (1) 表彰状授与
- (2) 商品または賞金の授与
- (3) 休暇授与、その他適当と認める措置

(慶弔金等の支給)

第45条の2 教職員にかかる慶弔金等の支給については、慶弔規程で定める。

(懲戒)

第46条 教職員が、次の各号の一に該当するときは、その情状に応じて懲戒処分を行う。

- (1) 正当な理由なしにしばしば無断欠勤したとき
- (2) 出勤常ならずまたは職務に不熱心なとき
- (3) 重要な経歴を偽り、その他詐術を用いて任用されたとき

- (4) 正当な理由なしに、業務命令に違反、若しくは上司の指示に反抗し、または職場の秩序を乱したとき
- (5) 法人の事業に関する虚偽の報道その他法人の信用を傷つけ、または法人の名誉を毀損する行為をしたとき
- (6) 業務上重要な秘密を漏らし、または重要書類その他を持ち出したとき
- (7) 故意または重大な過失により建造物、設備、その他法人の金品を損壊若しくは紛失し、または法人に著しい損害を与えたとき
- (8) 法人の業務に関して個人の名誉を毀損したとき
- (9) 就業規則に定める服務規律に違反したとき
- (10) 学校法人の教職員としてふさわしくない行為があったとき
- (11) その他前各号に準ずる不都合な行為のあったとき

2 懲戒手続きに関する規程は別に定める。

(懲戒の種類)

第47条 懲戒の種類は、次の4種類とする。

- (1) 譴責 本人の将来を戒める。
- (2) 減給 1回の額は平均賃金の1日分の半額を超え、総額が1か月間の賃金の総額の10分の1を超えない範囲内で給与を減額する。
- (3) 出勤停止 10日以内出勤を停止し、その期間の給与を支給しない。
- (4) 懲戒解雇 予告を設けずに即時解職する。

2 前項4号の懲戒解雇に該当する場合であっても、情状により退職を勧告し、諭旨解職扱いとすることがある。

第10章 安全及び衛生

(安全衛生)

第48条 教職員は、安全及び衛生に関する業務に協力して、危害の発生を未然に防止し、健康の保持のために法人の指示を守らねばならない。

2 危機予防管理及び危機への対応等については、危機管理規程で定める。

(危険防止)

第49条 教職員は、危険防止につとめ校舎内外の整理整頓に注意し、災害防止及び火災防止に努めなければならない。

2 教職員は、安全装置、保護具その他危険施設の保全に留意し、その位置及び取扱い方法を熟知しなければならない。

3 火災その他非常災害を発見し、またはそのおそれがあることを知ったときは、臨機の処置をとるとともに、直ちに所属長に報告し、教職員相互に協力して、その被害を最小限に止めるよう努めなければならない。

4 防火・防災管理については、消防計画の定めるところによる。

(健康診断及び予防接種)

第50条 教職員は、次の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

- (1) 毎年行う定期健康診断
- (2) その他必要に応じて行う臨時健康診断
- (3) 法令で定める予防接種
- (4) 健康診断の結果に基づき、適当な療養その他の処置を指示することがある。

(就業禁止)

第51条 教職員が、伝染病、精神病または勤務のため病勢が増悪するおそれのある疾病にかかったときは、その期間中就業を禁止する。

第11章 災害補償

(療養補償)

第52条 教職員が、業務上負傷し、または疾病にかかった場合には、必要な治療を行いまたは必要な療養費を補償する。

(休業補償)

第53条 教職員が、業務上負傷し、または疾病にかかり、その療養のため就業ができず、賃金が受けられない場合には、休業補償を行う。

(障害補償)

第54条 教職員が、業務上負傷し、または疾病にかかり治癒したとき、身体に障害がある場合には、その程度に応じ補償を行う。

(遺族補償)

第55条 教職員が、業務上死亡した場合には、遺族に対し補償を行う。

(葬祭料)

第56条 教職員が、業務上死亡した場合には、葬祭を行う者に対して葬祭料を支払うものとする。

(打切補償)

第57条 災害補償を受ける教職員が、療養後3年を経過しても負傷または疾病が治癒しない場合には、打切補償を行う。

第12章 補則

(改定)

第58条 この規則の改定は、理事会が定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和54年1月1日から施行する。
- 2 この改正規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 3 この改正規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 4 この改正規則は、平成7年1月1日から施行し、従前の「定年制規程」は、平成6年12月31日をもって廃止する。
- 5 この規則の改廃は、理事会の承認を要する。
- 6 この改正規則は平成8年11月1日から施行する。
- 7 この改正規則は平成11年4月1日から施行する。
- 8 この改正規則は平成14年4月1日から施行する。
- 9 この改正規則は平成17年4月1日から施行する。
- 10 この改正規則は平成19年12月1日から施行する。
- 11 この改正規則は平成20年5月24日から施行する。
- 12 この改正規則は平成22年6月1日から施行する。
- 13 この改正規則は平成22年10月1日から施行する。
- 14 この改正規則は平成24年4月1日から施行する。
- 15 この改正規則は平成25年4月19日から施行する。
- 16 この改定規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 17 この改定規則は、平成28年3月20日から施行する。
- 18 この改定規程は、平成29年3月19日から施行する。
- 19 この改定規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 20 この改定規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 21 この改定規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 22 この改定規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 23 この改定規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 24 この改定規則は、令和7年4月1日から施行する。

学校法人長崎総合科学大学 定年を超える雇用に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、就業規則（以下「規則」という。）第 4 1 条第 2 項から第 4 項の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 規則第 4 1 条及びこの規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「継続雇用」とは、定年退職した教職員を、その退職年の 4 月 1 日から新たに雇用することをいう。
- (2) 「再雇用」とは、継続雇用された教職員を、満 6 5 才を超えて新たに雇用することをいう。
- (3) 「雇用」とは、満 6 3 才を超えた者を、学外から教職員として雇用することをいう。

(種類及び範囲)

第 3 条 継続雇用は、満 6 5 才に達した日の属する年度の末日までを限度とする。

2 再雇用及び雇用は、次の各号の職に該当するもので、それぞれの職に応じた年齢を限度とする。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 学長 | 任期による |
| (2) 大学院担当 D O 合教授 | 7 0 才 |
| (3) 特任教授 | 7 5 才 |
| (4) 博士の学位を有する教授 | 6 7 才 |
| (5) 附属高校長 | 任期による |
| (6) 事務局長 | 6 7 才 |

(対象基準)

第 4 条 定年後も引き続き雇用されることを希望する者については、6 5 歳まで継続雇用する。ただし、解職事由又は懲戒事由に該当する者はこの限りではない。

2 再雇用及び雇用の対象となる者は、法人運営上又は教育の維持に必要と認める者で任用等に関する関係規程があるものについてはその定めるところによる。

(勤務形態及び勤務条件)

第 5 条 理事長は、継続雇用、再雇用及び雇用の対象となる者を専任教職員、嘱託職員、パートタイマー及び非常勤講師として契約をすることができる。

2 勤務日数、勤務時間、所属部署等の勤務条件は、契約のつど個別に定める。

3 常時勤務する者の給与は、給与規程の定めるところによる。なお、短時間勤務者については、勤務時間等を勘案し個別に定める。

(契約期間)

第 6 条 契約期間は、学長、附属高校長を除き、原則として 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年間とする。

(継続雇用の手続き)

第 7 条 継続雇用を希望する者は、退職年度の 5 月末日までに別紙 1 の「継続雇用申

請書」により、理事長に申し出なければならない。

2 理事長は、7月末日までに勤務条件等を希望者に通知しなければならない。

(その他)

第8条 特別の事情により、この規程の定めにより難しい場合は、理事長が常務理事会に諮って、特段の取扱いをすることができる。

(改定)

第9条 この規程の改定は、常務理事会が決定する。

付 則 1 この内規は平成7年1月1日より施行する。

2 この内規の制定により、従前の「定年後の契約についての取扱い規程」は、平成6年12月31日をもって廃止する。

3 平成7年4月1日より呼称を規程に改める。

4 この規程の改定は、平成16年10月1日より施行する。

5 この規程の改定は、平成17年3月30日より施行する。

6 この規程の改定は、平成20年4月1日から施行する。

7 この規程の改定は、平成21年4月1日から施行する。

8 この規程の改定により、従前の「大学院担当D○合教授等の任用に関する運用内規」は、平成21年3月31日をもって廃止する。

9 この規程の改定は、平成22年10月1日から施行する。

ただし、第4条第1項第4号の規定は、勤務評定制度の実施と合わせて施行する。なお、平成22年度における第7条の申し出の期限については別に定める。

10 この改定規程は、平成26年4月1日から施行する。

11 この改定規程は、令和4年4月1日から施行する。

学校法人 長崎総合科学大学における研究者等の行動規範

学校法人長崎総合科学大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究に対する信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及びこれを支援する者が遵守すべき行動規範をここに定める。

（研究者の責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を確保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続可能性に貢献するという責任を有する。

（研究者の行動）

- 2 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽）

- 3 研究者は自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断を示せるように弛まず努力する。

（説明と公開）

- 4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を社会に公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を中立性・客観性をもって評価し、その結果をありのままに公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

（研究活動）

- 5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、常に誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、またそれらに加担しない。

（研究費の適正使用）

- 6 研究者は、研究費の適正な使用を徹底し、研究費の不正使用などの不正行為を為さず、また加担しない。研究費は、学費のほか、国・地方公共団体等から交付される補助金・助成金及び企業等から負託されたものであることを認識し、適正に使用しなければならない。

（研究環境の整備）

- 7 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

（法令の遵守）

- 8 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

(研究協力者などへの配慮)

- 9 研究者は、研究協力者の人格、人権を尊重し、真摯な態度で接しなければならない。
- 10 研究者は、他者の知的成果などの業績を正当に評価するとともに、他者の名誉や知的財産権を尊重する。また、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応する。

(差別の排除)

- 11 研究者は、研究・教育・学会活動等において、国籍、人種、民族、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 12 研究者は、自らの研究、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究を支援する者の責任)

- 13 事務職員等は、研究者の研究活動を支援するに当たっては、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。特に、研究費の管理においては、不正を為さず、また加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するよう努める。

本学は、この行動規範の周知徹底を図るとともに、本規範を遵守する上で必要な環境や規程等の整備を行う。また、常に時代や社会からの要請等に応えるため、本規範の検証と見直しを行っていくものとする。

平成20年10月24日
学校法人 長崎総合科学大学

○長崎総合科学大学研究開発機構規程

令和 7 年 4 月 25 日
規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎総合科学大学研究開発機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(機構の目的)

第 2 条 機構は、学長のリーダーシップの下、長崎総合科学大学のリソースを集約し、研究の取り組みを戦略的に強化及び育成を行い、研究拠点の形成、研究環境の整備、研究マネジメントを実施することにより、研究の推進に寄与することを目的とする。

(機構長)

第 3 条 機構に機構長を置き、副学長（研究担当）をもって充てる。

2 機構長は、機構を統括する。

(機構運営委員会)

第 4 条 機構に、機構運営委員会を置く。

2 機構は、次に掲げるもので委員会構成する。

- (1) 機構長
- (2) 研究所所長
- (3) 事務局長
- (4) 部長（事務局）
- (5) 機構長が指名した者

(審議事項)

第 5 条 機構運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究力強化のための方針に関する事項
- (2) 研究環境の整備に関する事項
- (3) 評価、助言その他機構に関し必要な事項
- (4) 体制及び機能の点検、評価並びに改善に関する事項
- (5) 研究力強化の施策や年度計画に関する事項
- (6) その他本学の研究力強化に関する重要な事項

(新技術創成研究所)

第 6 条 機構に新技術創成研究所を置く。

2 新技術創成研究所の組織及び運営については、別に定める。

(地域科学研究所)

第 7 条 機構に地域科学研究所を置く。

2 地域科学研究所の組織及び運営については、別に定める。

(長崎平和文化研究所)

第 8 条 機構に長崎平和文化研究所を置く。

2 長崎平和文化研究所の組織及び運営については、別に定める。

(事務)

第 9 条 機構に関する事務は、オープンイノベーション事務室が行う。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(改定)

第 11 条 この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 25 日から施行する。

長崎総合科学大学 公的研究費不正防止計画

平成 28 年 2 月 10 日
学校法人長崎総合科学大学
不正防止計画推進会

I. 方針

学校法人長崎総合科学大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）を踏まえ、「長崎総合科学大学公的研究費に係わる不正行為防止に関する規程」第 16 条に基づき、公的研究費の不正使用を防止するため「長崎総合科学大学 不正防止計画」を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、研究費の適正かつ効率的な運営及び監査体制に万全を期する。

II. 実施内容

1. 研究者に対しての実施

研究者には、委託先の事務処理要領及び本学の規程等を遵守させ、公的研究費の適正な執行に努める。

2. 組織としての具体的実施事項

①関係諸規程の見直し

公的研究費の取扱うルールと現場実態とが乖離していないか常時確認し、現行規程の見直しを行うとともに、必要に応じた新たな規程の制定を行う。

②不正発生要因の検証

不正防止計画については、文部科学省等からの情報や公開されている不正事例の検証結果等を参考に、本学においての不正発生要因の実態を把握、検証し、公的研究費の運用・管理の適正化を図る。

③適正な執行管理活動

各所属部署の協力を得て、経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、委託先の事務処理要領及び本学の規程等を遵守し公的研究費の適正な執行管理に努める。研究計画と予算執行状況との比較において、著しく遅れている場合には改善を促す。

④研究者等の意識向上

研究者の研究倫理意識の向上と、事務職員等が適正な公的研究費の運用・管理を行うことを目的に研修会や説明会を開催する。

公的研究費を取り扱う研究者、事務職員等は、不正を行わない旨の誓約書を提出する。

⑤物品等の検収・管理

物品の納品・検収確認については、検収担当者が行う。役務や有形成果物の検収は、検収担当者に加え所属長など複数名で行う。

⑥取引業者との癒着防止

納入業者に対して、公的研究費の運用・管理・監査について周知し、必要に応じて、不正に関与しない旨の誓約書の提出を求める。

⑦旅費の事実確認

旅費請求は、事前に出張伺書を届け出て決裁を受け、処理を行う。出張後は、出張報告書及び証拠書類の提出のほか、一部を抽出し研究者とのヒアリング実施や、出張相手先に照合をする等により事実確認を行い、実態の把握に努める。

⑧賃金・謝金等の事実確認や勤務実態の把握

非常勤雇用者および謝金受給者の勤務日や勤務時間等、勤務実態の把握に努める。また、一部を抽出し業務に関するヒアリングを行う。

⑨相談窓口、通報窓口

公的研究費の使用等に関する相談等に応じるために、相談窓口及び研究費・研究活動の不正に係る通報窓口を学内、及び告発者保護の観点から学外に設置し、関係部署と連携して速やかに対応する。

⑩内部監査等の実施

監査担当者は、関連部署と連携し、研究費の適正な運用・管理について実効性のある監査を実施する。監査の結果は学内に周知する。

⑪教職員への周知

コンプライアンス教育研修会や科学研究費補助金に係る説明会等の機会を利用して、研究費の不正行為防止に係る諸規程等の周知を徹底する。

⑫外部への公表

研究費の不正防止への取組みに関する方針等を、ホームページにより内外に公表し周知を図る。

⑬その他

本計画の実施内容については、不正防止計画推進会において定期的に見直しを行うこととする。

以上

○長崎総合科学大学学則第5条の2第3項第3号に規定する学長が定める事項についての
細則

平成27年4月1日

細則

(目的)

第1条 この細則は、学則第5条の2第3項第3号に規定する教育研究に関する重要な事項で全学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、定めることを目的とする。

(学長が定める事項)

第2条 学則第5条の2第3項第3号に規定する教育研究に関する重要な事項で全学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、以下のとおりとする。

(1) 学則その他規程の制定及び改廃に関する事項

(2) 学生に関する事項

ア カリキュラムの編成に関する事項

イ 授業科目の種類、単位及び単位認定に関する事項

ウ 教学行事に関する事項

エ 学生の賞罰、学生団体及び学生活動に関する事項

オ その他学生に関する重要事項

(3) 教学運営に関する事項

ア 専任教育職員の教育研究業績に関する事項

イ 教学の予算及び決算に関する事項

ウ 教育研究施設、設備に関する事項

エ 専任教育職員の国内外研修に関する事項

オ その他教学運営に関する重要事項

(4) その他、特に学長が全学的審議を必要とする事項

(改定)

第3条 この細則の改定は、全学教授会の意見を聴いて学長が定め、常務理事会の承認を要する。

付 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

○長崎総合科学大学代議員会規程

平成26年4月1日
規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第5条の3第3項に基づき、代議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び審議事項)

第2条 代議員会の構成は、学則第5条の3第2項に定めるところによる。

2 代議員会は、全学教授会規程第8条第1項に基づき全学教授会から審議を委ねられた事項及び学長が特に代議員会に付議する必要があると認めた事項について審議する。

3 前項の場合、代議員会が全学教授会での審議が必要と認めるときは、審議結果について全学教授会に付議する。

4 前項の場合を除き、代議員会での審議結果については、必要に応じ全学教授会に報告する。

(議長)

第3条 学長は、代議員会を招集し、その議長となる。

2 学長不在又は事故のときは、あらかじめ学長の指名する副学長が代議員会を招集し、議長となる。

(会議)

第4条 定例会は、夏季休業中を除き、原則として毎月1回開催する。

2 臨時会は、学長が必要と認めたとき、又は、構成員の過半数から議題を付して要請があったときに開催する。

(定足数)

第5条 代議員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(開催通知)

第6条 代議員会の議題は、原則として開催日1週間前までに開催案内をもって掲示する。

(議決)

第7条 審議事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(代議員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めた場合は、代議員会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(所管)

第9条 代議員会の事務は、改革総合支援班において行う。

(改定)

第10条 この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。

3 この改定規程は、令和5年12月1日から施行する。

4 この改定規程は、令和6年7月1日から施行する。

○長崎総合科学大学教学企画運営会議規程

令和 2 年 2 月 1 日
規程

(目的)

第 1 条 長崎総合科学大学学則第 1 条に定める大学の目的を達成するために、教学の企画運営に関する諸問題に対して、学長の迅速かつ機動的な意思決定を補佐する諮問機関として、教学企画運営会議を置く。

(構成)

第 2 条 教学企画運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 工学研究科長
- (4) 学部長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) 事務局長
- (8) 学長が指名した者

(任期)

第 3 条 教学企画運営会議の委員の任期は、その役職の任期とする。

(協議事項)

第 4 条 教学企画運営会議は、学長の諮問事項及び次の各号に掲げる事項等の課題について協議する。

- (1) 教育・研究の基本方針及び、その目的を達成するための計画に関する事項
- (2) 本学の教育方針に関連するデータ分析に関する事項
- (3) FD・SD等の実施計画など教職員の資質向上に関する事項
- (4) 高大接続及び高大連携に関する事項
- (5) その他、教学運営に関する重要事項

(会議)

第 5 条 学長は、教学企画運営会議を招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した者がその職務を代行する。

3 教学企画運営会議は、原則として毎月 1 回開催し、構成員の 3 分の 2 以上の出席で成立する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 教学企画運営会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(所管)

第 7 条 教学企画運営会議の所管は、改革総合支援班とする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教学企画運営会議及び全学教授会の意見を聴いて、常務理事会が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この改定規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
- 3 この改定規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

○学校法人長崎総合科学大学自己点検・評価規程

平成12年6月23日

規程

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法第109条、学則第1条の2第2項及び大学院学則第1条第3項に定める自己点検・評価を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(理念)

第2条 自己点検・評価は、理事、教職員並びに各組織の自立性を尊重しつつ、理事及び教職員自らが、法人運営及び教育研究活動の現状を客観的に把握し、長所を認識するとともに、改善すべき点、今後の改革の方向等を明らかにすることによって、本法人における教育研究水準の向上、教学の理念、目標及び社会的使命の達成を図ろうとするものである。

(組織)

第3条 自己点検・評価の適切な実施を確保するため、次の委員会等組織を設ける。

- (1) 自己点検・評価推進会議（以下「推進会議」という。）
- (2) 自己点検・評価実施委員会（以下「実施委員会」という。）
- (3) Institutional Research委員会（以下、「IR委員会」という。）

(推進会議の構成)

第4条 推進会議の委員は、次の各号に掲げる者とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 校長
- (4) 理事若干名
- (5) 副学長
- (6) 各学部長
- (7) 教務部長
- (8) 学生部長
- (9) 工学研究科長
- (10) 事務局長

2 推進会議の議長は、理事長をもって充てる。

(推進会議の任務)

第5条 推進会議は、本法人の自己点検・評価に関する包括的な企画・立案を行う。

2 推進会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学の課題に関すること
- (2) 大学機関別認証評価に関すること
- (3) 附属高等学校の課題に関すること
- (4) 大学事務局の課題に関すること
- (5) 自己点検・評価の結果の公表に関すること
- (6) 自己点検・評価の結果に基づく改善策に関すること
- (7) 自己点検・評価の外部評価委託に関すること

(8) その他、自己点検・評価に関して必要な事項に関すること

(実施委員会の構成)

第6条 推進会議は、自己点検・評価の具体的実施組織として自己点検・評価実施委員会をおくことができる。

2 推進会議議長が指名した者をもって、実施委員会を構成する。

(実施委員会の任務)

第7条 実施委員会は、推進会議の指示に基づき、具体的な自己点検・評価項目にそって、自己点検・評価を行い、その結果を推進会議に報告することを任務とする。

2 実施委員会は、具体的な自己点検・評価を行うため必要に応じて部会を設けることができる。

(IR委員会)

第8条 推進会議は、自己点検・評価の具体的実施組織としてIR委員会をおくことができる。

2 IR委員会に関する規程は、別に定める。

(公表)

第9条 推進会議は、自己点検・評価の結果を学内外に公表する。

(改善義務)

第10条 理事長、学長及び校長は、自己点検・評価の結果を学園経営に計画的に反映させなければならない。

2 教職員並びに各組織は、自己点検・評価の結果を踏まえ、法人運営及び教育研究活動の改善に努めなければならない。

(所管)

第11条 推進会議及び実施委員会に関する事務の所管は、理事長がこれを定める。

(改廃)

第12条 この規程は、推進会議の議を経て、常務理事会が決定する。

付 則

1 この規程は平成12年6月23日より施行する。

2 この改定規程は平成13年8月24日より施行する。

3 この改定規程は、平成15年7月4日より施行する。

4 この改定規程は、平成21年11月1日より施行する。

5 この改定規程は、平成26年4月1日から施行する。

6 この改定規程は、平成30年8月1日から施行する。

7 この改定規程は、平成31年2月1日から施行する。

8 この改定規程は、令和4年1月21日から施行する。

○長崎総合科学大学教育活動の指標に関する規程

令和3年10月22日

規程

(目的)

第1条 この規程は、教員自らの教育活動について理念や責務を明らかにし、具体的な活動の振り返りを行うことで教育活動の質を向上させると共に、組織的に共有することで教育力の向上と改善を図るため、必要となる事項について定めることを目的とする。

(ティーチング・ポートフォリオの作成)

第2条 本学の目的、教育理念等を踏まえ、自らの教育活動について、以下の項目に基づき自己省察等をティーチング・ポートフォリオ(Teaching Portfolios)として作成する。

- (1) 教育の理念
- (2) 教育の方法
- (3) 現状分析
- (4) 改善を含めた今後の計画

2 前項(1)～(4)の各項目を様式第1号により記録する。

- (1) 前項(2)については予め各担当科目のシラバスに別途記録する。
- (2) 前項(3)及び(4)については、授業評価アンケート報告集の「現状分析と改善点」に別途記録する。

3 ティーチング・ポートフォリオ作成のため自己省察に使用した資料等(エビデンス)は、記録と共に整備する。

(活用)

第3条 ティーチング・ポートフォリオは、原則として教育活動に従事する全専任教員を対象に毎年度作成する。

2 作成したティーチング・ポートフォリオは、自己点検・評価実施委員会をはじめ、関連する委員会(FD)等と連携し、教員の資質向上と教育改善を推進するために活用する。

(支援)

第4条 ティーチング・ポートフォリオの運用については、教務専門委員会が必要な支援等を行うものとする。

(改定)

第5条 この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

付 則

1 この規程は、令和3年10月22日から施行する。

ティーチング・ポートフォリオ

教員自らの教育活動について理念や責務を明らかにし、具体的な活動の振り返りを行うことで、教育活動の質を向上させると共に組織的に共有することで教育力の向上と改善を図る目的でティーチング・ポートフォリオを作成致します。つきましては、以下に記入し提出してください。

作成日	- -
所 属	
職 名	
氏 名	

1. 教育の理念 (大学の目的、理念に基づきどのような考えで教育を行っているか)	
2. 教育の方法 (その考えをどうやって実現しているか) 各担当科目のシラバスの「授業形態」の欄に別途記入	
3. 現状の分析 (見直しが必要か) 授業評価アンケート報告集「現状分析と改善点」の欄に別途記入	
4. 改善を含めた今後の計画 (今後どうするか 短期・中長期) 授業評価アンケート報告集「現状分析と改善点」の欄に別途記入	
5. 自己評価 (総合的な自身の教育活動について)	
5段階評価 (○をつける)	5・4・3・2・1

※この用紙は学生および一般に公開することはありません。